

議事（2）第3次村上市総合計画基本計画（素案）について

資料2

第3次村上市総合計画基本計画（素案）

基本目標	政策分野	No.
1 子育てと健康のまち	1-1 子育て	1
	1-2 健康・医療	2
	1-3 高齢者福祉	3
	1-4 障がい者福祉	4
	1-5 地域福祉	5
2 豊かで安心なまち	2-1 防災	6
	2-2 消防・救急	7
	2-3 防犯・交通安全	8
	2-4 環境・エネルギー	9
	2-5 生活衛生	10
	2-6 上下水道	11
	2-7 河川・海岸	12
	2-8 道路	13
	2-9 公共交通	14
	2-10 市街地・景観	15
	2-11 住環境	16
3 魅力ある賑わいのまち	3-1 農業	17
	3-2 林業	18
	3-3 水産業	19
	3-4 商工業	20
	3-5 観光	21
	3-6 港	22
	3-7 就労・雇用	23
4 人が輝く郷育のまち	4-1 学校教育	24
	4-2 生涯学習	25
	4-3 文化芸術	26
	4-4 スポーツ	27
5 多様性が広がるまち	5-1 共生社会	28
	5-2 地域づくり	29
	5-3 広報広聴	30
	5-4 デジタル	31
	5-5 行政運営	32

政策 1-1 子育て

<政策の方針>

安心して子どもを産み育てられるまちづくり

- ①産前産後の不安や子どもの健康相談など、母子保健の充実に向けた環境づくり等について、関係機関と連携して取り組みます。
- ②保育に関わる人材の確保・育成や就労と両立できる環境づくりなどにより、多様なニーズに対応した環境整備やサービス充実に努めます。
- ③子どもが安全に遊べる施設の整備や病児・病後児保育、相談支援の充実など、多方面からの子育て支援により、安心できる子育て環境づくりを進めます。

<現状>

- ①産婦人科・小児科の医師不足と偏在が顕著になっています。
- ②核家族化や晩婚化等によって、産前産後の身体的・精神的に不安な時期に、家族等の身近な人のサポートが得られず、不安や孤独感を抱いている妊産婦がいます。
- ③乳幼児健診では、育児相談や離乳食を含めた食育指導、歯科指導など、きめ細やかな支援を行っていますが、出生数の減少により適正月齢時に、各地域で乳幼児健診を実施することが困難となっています。
- ④精神発達や情緒行動に問題がある子どもが多くなっています。
- ⑤子どもを望むための医療にかかる負担軽減を支援しています。
- ⑥保育施設の老朽化が進む中、適宜改修工事等を行っています。
- ⑦就労環境の変化や核家族化の進行などにより、保育ニーズの多様化が進んでいます。特に3歳未満児保育のニーズが高く、希望する施設に入園することができないケースも発生しています。
- ⑧共働き世帯の増加により、学童保育所入所登録申込者数が増加する一方で、支援員の不足や高齢化が進んでいます。
- ⑨子どもが屋内で遊べる施設の設置を希望する声が多く聞かれています。
- ⑩生活環境の変化等により、地域のつながりが希薄化する中、子育てに関する相談相手やサポートしてくれる人が身近にいないケースも見られるようになってきました。

<課題>

- ①妊娠出産に伴う悩みや子どもの発育・健康などに関する悩みを専門医に相談できるよう、ICTなどの先進技術を活用したオンラインによる健康相談などの実施も必要となっています。
- ②身体的・精神的な安定により母子の愛着形成を促すことで、産後も安心して子育てすることのできる支援体制の確保が必要となっています。
- ③適正月齢時に健診を受けられるように、出生数の変化に応じて地域合同での健診実施を検討する必要があります。
- ④精神発達等に問題のある子どもとその保護者の支援に向けて、専門機関との連携と相談体制の充実が必要です。
- ⑤不妊症治療に加え、不育症に対する新たな支援を検討する必要があります。
- ⑥良好な保育環境と園児の安全を確保するため、計画的な施設整備が必要です。
- ⑦3歳未満児保育や休日保育、病児・病後児保育など、一層多様化する保育ニーズに柔軟かつ効果的に対応するためには、民間活力を活用した施設整備や保育士の確保を計画的に進める必要があります。
- ⑧民間活力の導入による学童保育ニーズへの対応と支援員の確保・育成が必要です。
- ⑨子どもが安全に遊ぶことのできる屋内施設の整備が必要です。
- ⑩子育て家庭が孤立することのないよう、地域における子育て支援の充実を図る必要があります。

<主要施策>

1. 母子保健事業の充実

主な取組	<p>①産後の母子に対して心身のケアや育児のサポートを行うことにより、安心して子育てができるよう支援します。</p> <p>②妊産婦や子どもの発達段階に応じた適切な保健指導等を行うとともに、ICTなどの先進技術を活用したオンラインによる健康医療相談事業に取り組むなど、育児や健康に関する相談支援体制の充実・強化を図ります。</p> <p>③発達障害などの早期発見・支援につなげるため、専門機関と連携した支援を推進します。</p> <p>④子どもを望むための医療を受けやすい環境づくり促進します。</p>
------	---

2. 保育環境の整備・改善

主な取組	<p>①適正規模による保育園運営に向けて、統廃合も視野に入れながら、老朽化した保育施設の改修や駐車場等の環境整備を計画的に行います。</p> <p>②ニーズの高い3歳未満児保育の受入拡充などに向けて、民間活力の導入や保育士資格取得支援事業等による保育士確保に取り組みます。</p> <p>③休日保育や体調不良児対応型も含む病児・病後児保育などの保育サービスの充実により、就労と子育ての両立を支援します。</p>
------	---

3. 子育てを応援する環境づくり

主な取組	<p>①子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠から出産、子育てまで切れ目のない相談支援を行うとともに、医療や福祉、教育などの関係機関と連携しながら、安心して子育てができるようサポートします。</p> <p>②学童保育所について、民間活力の導入による保育ニーズへの対応と支援員の確保・育成に努めます。</p> <p>③子育て支援センターについて、親子で参加できるイベントの開催などによる子育て拠点としての機能強化や子育て世代のネットワークづくりの支援に取り組めます。</p> <p>④子どもが安全に遊べる遊び場を整備し、子育て環境の充実を図ります。</p> <p>⑤ファミリー・サポート・センター事業やワーク・ライフ・バランスの推進などにより、住民や関係機関、企業等と連携した地域での子育て支援の充実を図ります。</p> <p>⑥子育てにかかる保護者の経済的負担の軽減と健やかな子どもの成長を支援する取組を推進します。</p> <p>⑦総合型地域スポーツクラブ等関係団体との連携を図りながら、子どもの体力向上や健康づくりを推進します。</p>
------	---

政策 1-2 健康・医療

<政策の方針>

心と体の健康を守り、元気に暮らし続けられるまちづくり

- ①特定健診やがん検診の受診率向上と生活習慣病予防対策を軸としながら、ライフステージに合わせた健康増進を図ります。
- ②自殺対策として、市民や関係団体との協力体制づくりと相談窓口の周知を図ります。
- ③医療体制の充実を図るとともに、医療費の適正化と適正な受診を進めます。

<現状>

- ①近年の主な死因及び医療費の上昇の原因は、「がん」「循環器系の疾患」となっています。また、レセプトなどのデータ分析結果から、死亡や要介護等のリスクが高い「糖尿病性腎症」「虚血性心疾患」「脳血管疾患」を治療している人が多い状況となっています。
- ②生活習慣病の発症及び重症化予防のためにも、特定健診の受診は重要ですが、受診率は例年県平均を下回っています。また、がんの早期発見、早期治療のためには、がん検診の受診が重要ですが、受診率が伸び悩んでいる状況です。
- ③医師の偏在や専門医の不足に加えて、医師の高齢化が顕著となっています。
- ④高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯の割合は増加傾向にあり、病院依存度が高い状況にあります。
- ⑤12歳児のむし歯有病率は県平均を下回っていますが、3歳・5歳児のむし歯有病率は県平均を上回っています。また、壮年期の歯肉炎を有する者の割合は年々減少していますが、6割弱を占めています。
- ⑥令和2年人口10万人対の自殺死亡率は16.9で、国(19.3)や県(19.32)の平均を下回ったものの、毎年10人以上の方が自殺で亡くなっています。
- ⑦国民健康保険の一人当たりの医療費は毎年県平均を上回っています。また、ジェネリック医薬品の普及率は年々上昇していますが、県平均を下回っている状況が続いています。

<課題>

- ①健康寿命の延伸に向けて、自分の健康に関心を持ち、生活習慣病の発症及び重症化を予防する取組の中で、健康無関心層対し、望ましい生活習慣の定着に向けたアプローチが課題となっています。また、介護予防や生活習慣病の疾病予防・重症化予防を一体的に実施する「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施」に引き続き取り組む必要があります。
- ②健(検)診の必要性を周知するとともに、職場や医療機関との連携を図りながら受診率向上に向けて取り組む必要があります。
- ③令和6年度から始まる医師の働き方改革を控え、医師の確保が喫緊の課題となっています。
- ④在宅医療の充実が求められる一方で、往診医の減少・高齢化が課題となっています。
- ⑤幼児期のむし歯有病率減少に向けて、保護者による仕上げみがきの徹底やおやつとの適切な与え方の周知、フッ化物利用による歯質強化などに取り組む必要があります。また、すべての年代でかかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科健診を受け、歯や口腔ケアの指導を受けることの重要性について市民の理解促進を図る必要があります。
- ⑥本市の特徴である「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営」に関する自殺対策を重点的に行う必要があります。
- ⑦ジェネリック医薬品の普及率向上に向けた取組が必要です。また、医療費適正化のため、重複・頻回受診者や重複服薬者への指導を継続する必要があります。

<主要施策>

1. 生活習慣病等の発症及び重症化の予防

主な取組	<ul style="list-style-type: none">①健(検)診を受けやすい体制(申し込み方法や受診体制など)づくりや、健(検)診の必要性に関する普及啓発などにより、特定健診やがん検診の受診率向上を図ります。②健診結果やレセプトデータを活用した保健指導を実施し、糖尿病性腎症や脳血管疾患などの重症化を予防する取組を強化します。③生活習慣病の発症予防のため、若い頃からのバランスの取れた食事や適度な運動、生活リズムなどの重要性について普及啓発を行います。④各種予防接種事業の支援や感染症に対する理解促進に取り組み、感染症の拡大や重症化を防ぎます。
------	---

2. 地域医療体制の充実

主な取組	<ul style="list-style-type: none">①将来にわたり、住み慣れた地域で安心して保健医療サービスが受けられる体制の構築に向けて、地域の保健医療関係者や県・他市町村等とも連携しながら、医療資源の確保・有効活用に努めます。②ICTシステムの導入等による効率的な医療体制を構築します。③医学生修学資金貸与事業や臨床研修医確保支援事業等により、若手医師の確保を図ります。④救急医療体制の強化を図るため、救急ワークステーションや急患診療所の整備・充実に努めます。⑤地域医療の現状に対する正しい知識の普及啓発に取り組みます。
------	--

3. 歯と口腔の健康増進

主な取組	<ul style="list-style-type: none">①幼児期、学童期、思春期を通してフッ化物利用による歯質強化を推進します。②かかりつけ歯科医を持つことや、歯科定期健診の重要性に関する普及啓発を行うとともに、歯科衛生士による歯科指導を関係機関と連携して実施します。
------	---

4. 自殺対策の推進

主な取組	<ul style="list-style-type: none">①健康教育や講演、ゲートキーパー養成講座などを通じて自殺予防に対する市民の知識や意識を高め、専門機関への早期相談や受診につなげます。②幅広い年代や様々な環境に置かれている方に対する相談窓口の周知や自殺予防に関する啓発活動として、パンフレット配布に加え、ホームページやSNS等を活用していきます。③全庁体制で自殺対策を取り組むとともに、関係機関と自殺予防ネットワークを構築し、効果的な自殺対策を推進します。④特定健診や新生児訪問の際に、うつスクリーニングを実施し、ハイリスク者の把握と支援に努めます。
------	--

5. 医療費適正化の推進

主な取組	<ul style="list-style-type: none">①特定健康診査や特定保健指導などをきっかけとした疾病予防・重症化予防の取組により、医療費の適正化を推進します。②適正受診を推進するとともに、ジェネリック医薬品の使用促進を図ります。
------	---

政策 1-3 高齢者福祉

<政策の方針>

高齢者がいきいきと暮らし続けられるまちづくり

- ①高齢者の健康づくりや介護予防に取り組むとともに、生きがいつくりや社会参加を促進し、高齢者が活躍する機会の拡大を図ります。
- ②住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムの構築と生活支援体制づくりを進めます。
- ③計画的な施設整備や介護人材の確保などにより、市民ニーズに応じた高齢者福祉・介護サービスの充実を図ります。

<現状>

- ①高齢化が進行するとともに、高齢者のみの世帯や単身世帯、認知症の方が増加しています。
- ②在宅での生活を希望する方と介護施設への入所を希望する方の両方がいる状況となっています。
- ③高齢者施設へのニーズが高まる中、入所申込者数の多い地域密着型特別養護老人ホームやグループホームの整備を進めてきました。
- ④介護サービスの担い手である介護人材が不足しており、特に有資格者の確保が困難な状況となっています。
- ⑤近年、要介護・要支援認定者数のうち、特に軽度者が増加しています。
- ⑥要介護・要支援認定者数の増加に伴い、介護サービス利用者数が年々増加しており、介護給付費が増加傾向にあります。

<課題>

- ①高齢者が生きがいや役割を持ちながら住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、健康寿命の延伸と社会参加の促進に取り組む必要があります。
- ②高齢者が安心して暮らすことができるよう、住民同士の支え合いのしくみづくりが必要です。
- ③認知症になっても、安心して暮らすことができるよう、病気に関する理解の促進や地域でのサポート体制が必要です。
- ④多様化する高齢者福祉ニーズに対応したサービスの提供・充実が求められています。
- ⑤市民のニーズ等を勘案しながら、施設整備を計画的に進める必要があります。
- ⑥介護職場の魅力発信等により、介護人材の確保を図る必要があります。
- ⑦高齢者の健康づくりや介護予防、重度化防止に取り組むことで、介護保険の健全な運営につなげる必要があります。

<主要施策>

1. 高齢者の健康づくりと社会参加の促進

主な取組	<p>①疾病の早期発見や治療、健康づくりなどの保健事業と介護予防施策を一体的に推進することで、健康寿命の延伸を図ります。</p> <p>②高齢者の知識や経験を活かした学習活動やボランティア活動を推進するとともに、老人クラブやシルバー人材センターへの支援により、仲間づくりや生きがいづくり、高齢者の社会参加を促進します。</p>
------	---

2. 地域における支え合いのしくみづくりの推進

主な取組	<p>①地域包括ケアシステムに関する出前講座や互近所ささえ～る隊活動の実施、関係機関との連携を通じて、自助・互助の意識向上を図ります。</p> <p>②町内単位等で住民が顔を合わせる機会を増やす取組などを行いながら、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、支え合いのしくみづくりを推進します。</p>
------	---

3. 認知症対策の推進

主な取組	<p>①認知症サポーターの養成等を行い、認知症に対する理解促進や相談先の周知などに取り組みます。</p> <p>②生活習慣病の予防や社会参加による社会的孤立の解消と役割づくりなど、認知症の発症や進行を遅らせる取組を推進します。</p> <p>③認知症の早期発見・早期対応ができるよう、かかりつけ医や関係機関との連携強化、認知症初期集中支援事業の取組を推進します。</p> <p>④家族や当事者のサポートに向けて在宅生活を支援するとともに、認知症高齢者を多面的に見守る体制づくりを強化します。</p> <p>⑤認知症によって判断能力が低下した人の権利・財産を守るため、成年後見制度の普及啓発や相談窓口の周知、市民後見人や法人後見事業所の育成に取り組みます。</p>
------	---

4. 高齢者福祉・介護サービスの充実・強化

主な取組	<p>①高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、買い物支援や外出支援、緊急通報システムによる見守りなど、各種サービスを提供します。</p> <p>②利用者の多様なニーズに対応できるよう、高齢者福祉サービスの内容の見直しや改善を行います。</p> <p>③市民のニーズ等を的確に把握しながら、計画的な施設整備を進めます。</p> <p>④資格取得のための費用支援や介護職場の魅力発信などに取り組むことで、介護人材の確保を推進するとともに、関係機関と連携しながら、介護職員の処遇改善や離職防止を図ります。</p>
------	--

5. 効果的な介護予防事業の展開と介護保険の健全な運営

主な取組	<p>①健康づくり事業や介護予防事業の効果的な実施、自立支援、重度化防止についての意識啓発に努め、介護認定者数の増加の抑制に努めます。</p> <p>②新潟リハビリテーション大学や地域のリハビリテーション専門職、総合型スポーツクラブ等と連携し、効果的な介護予防事業を行います。</p> <p>③ケアプラン点検や地域ケア個別会議の開催、医療情報との突合を行い、自立支援を目指した介護サービスの質の向上と介護保険の健全な運営に努めます。</p>
------	--

政策 1-4 障がい者福祉

<政策の方針>

障がいのある人が安心して自分らしく暮らせるまち

- ①多様な支援や相談が受けられる体制を整備するとともに、障がい者の自立を支える雇用環境や医療・福祉などのサービスの充実に向けて取り組みます。
- ②障がい者の権利に対する普及啓発や支え合いの体制づくりを進め、障がい者への理解を深めるとともに、障がい者が地域で安心して自分らしく暮らせる取組を推進します。

<現状>

- ①障がい児支援に対するニーズの高まりを受け、放課後等デイサービスや障がい児向けのサービス提供事業所が増加しています。
- ②ぱすの一との配布やペアレントトレーニングの開催により、障がいの早期発見や成長段階に応じた継続的支援を進めています。
- ③グループホームや就労継続支援B型事業所など、障がい者向けのサービス提供事業所が増加しています。
- ④法人後見事業の実施や、市民後見人養成講座の開催、障害者虐待防止に関する研修会の実施などに取り組んでいます。
- ⑤「村上市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」を制定し、平成30年10月1日から施行しています。

<課題>

- ①「基幹相談支援センター」や「地域生活支援拠点」などの障がい者支援拠点を整備し、相談支援体制の充実・強化を図る必要があります。
- ②医療的ケア児に対する支援を充実・強化していく必要があります。
- ③地域活動支援センターや就労系事業所の利用、一般就労など、それぞれに合った多様な社会参加を進めていくことが必要です。
- ④障がい者の権利擁護や合理的配慮の提供について、市民や事業者への周知と理解促進を図る必要があります。

<主要施策>

1. 総合的な障がい者福祉の推進

主な取組	<ul style="list-style-type: none">①関係機関との連携を強化しながら、障がいの内容に応じたサービスの充実に取り組むとともに、「基幹相談支援センター」や「地域生活支援拠点」などの障がい者支援拠点を整備し、相談支援体制の強化・充実を図ります。②障がいの早期発見や成長段階に応じた継続的支援、医療的ケア児への支援などに向けて、関係機関との協力体制をより一層強化します。③関係機関と協力しながら、障がい者を支える人材の育成・確保を図ります。④市報や市ホームページ、村上・岩船地域自立支援協議会広報誌などを活用し、積極的に障がい者関連の情報提供を進めます。⑤心のバリアフリーの実践などを通じて、支援を必要とする当事者やその家族に対し、市民や地域が主体となった包括的な助け合いのしくみづくりを進めます。
------	---

2. 障がい者の自立支援

主な取組	<ul style="list-style-type: none">①「地域生活支援拠点」の整備により、障がい者とその家族のニーズに対応した生活支援体制の充実に取り組みます。②グループホーム等の居住の場を確保することで、施設入所者の地域生活への移行を推進します。③ハローワークや村上・岩船地域自立支援協議会、学校関係者等と連携しながら、就労機会の確保に向けた取組を進めます。④障がい者団体への支援や通院に対する交通費助成などにより、引き続き、障がい者の社会参加と負担軽減を図ります。
------	--

3. 障がい者の権利擁護のための体制整備

主な取組	<ul style="list-style-type: none">①障害者雇用促進法、障害者虐待防止法、障害者差別解消法についての周知活動を行い、障がい者の権利に関する普及啓発に努めます。②成年後見制度や成年後見制度利用支援事業の周知を図るとともに、中核機関の設置などにより、地域と連携しながら、必要な人が安心して制度を利用することのできる体制づくりに取り組めます。③合理的配慮の提供について、市民や事業者への周知と理解促進を図ります。
------	---

政策 1-5 地域福祉

<政策の方針>

地域で支え合い、誰一人取り残さないまちづくり

- ①関係機関と連携し、地域における支え合いの醸成や地域福祉活動の推進に取り組みます。
- ②様々な悩みを抱える子どもや若者を支援し、自立を支援する体制づくりを進めます。
- ③生活困窮者などへの相談体制の強化や関係機関の連携を図り、自立した生活に向けた適切な支援や指導を行います。

<現状>

- ①村上市社会福祉協議会や福祉関係事業所、NPO等と連携しながら、相談支援に取り組んでいますが、相談内容の複雑化・困難化が進んでいます。
- ②庁内に福祉総合相談窓口やひきこもり相談窓口を設置するとともに、社会情勢や家庭環境の複雑化等に対応できるように、どこに相談しても多機関で連携を取ることのできる横断的相談受付に取り組んでいます。
- ③家庭児童相談室やことばとこころの相談室では、子どもやその保護者に対して、学校や保育園など関係機関と連携しながら対応を行っていますが、相談内容は複雑化・困難化しています。
- ④新型コロナウイルスの感染拡大等により、相対的貧困世帯に関する問題が顕在化するとともに、生活困窮に関する相談が増加しています。
- ⑤生活困窮世帯を支援するため、フードバンク活動や学生服のリユース支援等に取り組む団体が出てきています。
- ⑥生活保護利用世帯数は年々増加傾向にある一方で、生活保護基準を下回る経済状況にあっても、実際には生活保護を受給していない世帯もあると推測されることから、生活保護利用に対する抵抗感や理解不足があると考えられます。

<課題>

- ①市民一人ひとりが、年齢や障がいの有無等に関わらず、それぞれの役割を持ちながら活躍できる社会を形成する必要があります。
- ②複雑化・複合化が進む相談内容には、世代や属性にとらわれない重層的(包括的)な連携体制が必要であり、その連携の中核機能を担う調整機関が必要です。
- ③家庭児童相談室等へ寄せられる多様かつ専門性の高い相談内容に対応するためには、児童相談所など関係機関との更なる連携強化が必要です。
- ④貧困の連鎖によって、子どもたちの明るい未来が閉ざされることのないよう、施策を講じる必要があります。
- ⑤生活困窮者支援については、相談業務のほか、債務問題の解決、生活・家計の見直し、子どもの学習支援など課題が多岐にわたっており、専門的知識やスキルが必要とされています。
- ⑥民間団体によるフードバンク活動等への支援や連携が地域福祉の向上につながっているため、更なる民間団体の活躍推進に向けた取組が必要です。
- ⑦生活に困窮している方がためらわずに生活保護申請を行えるよう周知する必要があります。
- ⑧生活保護利用による最低生活の保障のみならず、各世帯が抱える問題解決に向けて自立助長を促す支援が必要です。

<主要施策>

1. 市民一人ひとりが地域福祉を支える体制づくり

主な取組	<ul style="list-style-type: none">①村上市社会福祉協議会や福祉関係事業所等、NPO等と連携しながら、ボランティアの育成やコーディネートのしくみづくりを推進します②市民主体による福祉活動の推進と地域共生社会の実現に向けて、第2次村上市地域福祉計画を策定します。③全世代からのあらゆる相談内容を受け止め、的確に対応できるよう、関係機関・関係団体との連携強化を図るとともに、専門知識を持つ人材の確保・育成を推進します。④関係機関や地域の方々による交流拠点づくりを進め、ネットワークを生かした相談支援体制の強化・充実を図ります。⑤必要な人に必要な支援が行く届くよう、関係機関・関係団体とも連携しながら、アウトリーチ型・伴走型の支援体制を充実させます。
------	--

2. 子ども・若者への支援

主な取組	<ul style="list-style-type: none">①「子ども家庭総合支援拠点」を整備し、関係機関との連携強化を図りながら、多種多様な相談等に対応できるよう相談支援体制の充実を図ります。②令和4年度に「(仮称)村上市子どもの貧困対策計画」を策定し、子どもの生活と健やかな成長を守るための取組を進めます。
------	--

3. 生活困窮者の自立支援

主な取組	<ul style="list-style-type: none">①複合的な課題に包括的・一元的に対応するための相談窓口を設置し、関係機関との連携しながら、相談支援体制の強化を図ります。②就労準備支援・家計相談支援・学習支援など、当事者の実情・ニーズに応じた支援を関係機関と連携しながら行います。③フードバンク活動等に取り組む団体への支援や連携を進め、これまで行政だけでは把握しにくかった生活困窮者の現状やニーズを踏まえた施策や専門機関による支援などにつなげます。
------	---

4. 生活保護制度の利用と自立助長

主な取組	<ul style="list-style-type: none">①生活保護を必要としている方がためらわずに申請できるよう、丁寧な制度説明に努めます。②生活保護利用世帯の実態に応じて、日常生活・社会生活など様々な視点から自立助長を支援します。③生活保護利用世帯は、傷病や高齢化、離職による収入減など様々な問題を抱える場合が多いことから、健(検)診や医療機関への受診勧奨、保健指導などを実施します。
------	---

政策 2-1 防災

<政策の方針>

災害に強く安心して暮らせるまちづくり

- ①あらゆる災害に迅速かつ的確に対応できるよう、周辺市町村や各種団体と連携し、体制や施設、設備の強化などの防災・減災対策を進めます。
- ②防災情報システムの整備や非常用食糧等の備蓄など、防災機能の整備・充実に努めます。
- ③市民一人ひとりの防災意識を向上させるとともに、自治会や各種コミュニティ活動等を通じた地域防災力を高めます。

<現状>

- ①東日本大震災をはじめ、大地震が日本各地で発生する中、令和元年6月に発生した「山形県沖を震源とする地震」では、本市山北地域で震度6強の地震が発生し、住宅の屋根や壁、道路、公共施設などに大きな被害を受けました。
- ②近年、異常気象の影響と考えられる集中豪雨が増加しており、本市でも浸水被害が発生しています。
- ③様々な災害に対する「日頃からの備え」の重要性が高まっています。
- ④災害時には、自力で避難することが困難な高齢者や障がい者等の避難行動要支援者が被害を受けるケースが全国的に多くなっています。

<課題>

- ①自然災害による被害軽減に向けて、防災・減災対策事業を進める必要があります。
- ②災害に強いライフラインの構築や公共施設等の耐震化、治水対策などを進めていく必要があります。
- ③災害による被害を軽減するためには、市民が「自らの命は自らが守る」という「自助」と、「自分たちの地域は自分たちで守る」という「共助」の意識を高める必要があります。
- ④災害時に避難行動要支援者が円滑かつ迅速に避難できるよう、地域における支援体制を強化する必要があります。

<主要施策>

1. 防災体制の充実と基盤強化

主な取組	<p>①告知端末の更新と合わせて、防災行政無線の機能を強化し、より多くの方が防災情報を受け取ることのできる環境を整備します。</p> <p>②関係機関と連携しながら避難所の確保に取り組むとともに、避難所での生活環境の向上を図るため、非常用食糧等の備蓄やパーティションの配置、Wi-Fi環境の整備等を進めます。</p> <p>③災害時に民間企業等から人的、物的な応援・協力を得られるような体制を構築し、社会全体で災害に対応できる地域づくりを推進します。</p> <p>④「自分たちの地域は自分たちで守る」という「共助」の実効性を高めるため、自主防災組織の役割や重要性を周知するとともに、組織づくりに向けた支援を行います。</p> <p>⑤防災士の養成等を進め、市民協働の防災体制づくりを推進します。</p> <p>⑥新潟県や新潟地方气象台、近隣市町村、災害時相互応援協定を締結している県外市町村との日頃からの情報共有などに努め、円滑な災害対応に向けた連携体制づくりを推進します。</p> <p>⑦村上市国土強靱化地域計画などに基づき、基盤強化や耐震化等などに取り組み、災害発生時における市民の安全確保を推進します。</p>
------	--

2. 防災教育の充実

主な取組	<p>①学校授業や防災出前講座などによる防災教育を推進し、地域におけるリスクコミュニケーションの促進と地域防災力の向上を図ります。</p> <p>②「自らの命は自らが守る」という「自助」の意識を高めるためには、自分の住んでいる地域の災害リスクを知る必要があることから、ハザードマップや防災マップの活用方法・重要性について周知します。</p> <p>③災害時の避難行動は、生活環境、家族環境、健康状況などにより、一人一人異なるため、「マイ・タイムライン」づくりの普及促進に取り組みます。</p> <p>④防災訓練では、ICTの活用や「逃げ地図」・「マイ・タイムライン」の使用などにより実効性を高めながら、市民の危機回避能力を育成します。</p>
------	---

3. 避難行動要支援者への支援強化

主な取組	避難行動要支援者名簿を地域の防災関係者間で共有するとともに、個別避難計画（災害時見守りカード）の作成・共有を進めることで、地域における避難支援体制の強化を図ります。
------	--

政策 2-2 消防・救急

<政策の方針>

消防・救急体制の強化による安全・安心なまちづくり

- ①救急隊員の確保及び技術向上や救急体制の整備推進により、救命率の向上に努めます。
- ②講習等を通じて市民と消防が一体となった防災対策と応急手当の普及を進めます。
- ③消防施設・設備の充実及び適宜更新、消防団の維持・確保により、消防体制の強化を図ります。

<現状>

- ①近年、各地で発生する大規模災害への対応に加え、新型コロナウイルス感染症等の新たな対応も急務となっています。
- ②消防車両や資機材などの計画的な更新配備を進めるとともに、消防施設については、長寿命化を図りながら維持管理に努めています。
- ③消防水利については、消火活動に有効な箇所への設置を進めています。
- ④災害対応力の強化に向けて、消防緊急通信指令システムや統合型位置情報通知システムの計画的な導入及び更新を進めています。
- ⑤救急救命士の確保に向けて、救急救命士枠での採用や研修施設での養成に取り組んでいます。
- ⑥救急隊員の技術力向上に向けて、村上市救急ワークステーションを活用した研修等に取り組んでいます。
- ⑦消防団員の定員に対する充足率は 96%（令和 2 年 10 月 1 日現在）となっており、県内市町村平均値を上回っていますが、人口減少や少子化等により、新規入団者数が減少しています。
- ⑧住宅用火災警報器の設置率が低迷しています。
- ⑨救命率の向上に向けて、応急手当講習会を実施し、AED の使用方法や救急時の対処法等を普及しています。

<課題>

- ①多種多様な災害が発生する中で、災害に即応することのできる組織づくりと備えの強化が必要となっています。
- ②消防車両や資機材などの計画的な更新を進めるとともに、老朽化施設については、公共施設マネジメントプログラムを踏まえた整備等が必要です。
- ③有効水利の手薄な地域には、水利設置を行う必要があります。
- ④様々な状況下にある通報者に対応するため、多言語通話機能や NET119 システム（言語機能及び聴覚機能障害者対応）を導入する必要があります。
- ⑤救急救命士の資格取得を推進していますが、管理職等の非運用救命士も増えているため、救命士の確保に向けた人材育成を継続していく必要があります。
- ⑥救急業務全般の質向上に向けて、救急救命士や救急隊員への指導及び教育を担う指導救命士の継続的な養成に取り組む必要があります。
- ⑦消防団組織の再編を行い、効果的・効率的な消防団活動を行うことのできる体制を構築する必要があります。
- ⑧住宅用火災警報器の設置率向上に向け、新規設置及び設置後一定期間を経過した警報器の更新等について、周知・指導する必要があります。
- ⑨応急手当講習会を継続的に実施し、市民の防災意識を高める必要があります。

<主要施策>

1. 消防救急体制の強化

主な取組	<ul style="list-style-type: none">①災害時の拠点として、非常用電源設備等の整備強化を行い、有事における消防組織全体の対応力を高めます。②各種訓練や講習会を通じ、関係機関や地域住民との連携を図りながら、地域における消防防災力の強化を図ります。③消防車両等の更新に伴う配置計画を作成し、効果的・効率的な整備を進めます。④老朽化が進む消防施設の更新などについては、公共施設マネジメントプログラムに基づき、計画的に実施します。⑤消防水利として、耐震性貯水槽を計画的に設置します。⑥様々な状況下にある通報者に的確かつ迅速に対応するため、多言語通話機能やNET119システム等を導入します。
------	---

2. 救急救命士等の計画的な養成と技術向上

主な取組	<ul style="list-style-type: none">①運用救急救命士を確保するため、救急救命士有資格者の採用及び新規養成に取り組みます。②指導救命士の継続的な養成に取り組みます。③村上市救急ワークステーションを活用した救急救命士や救急隊員の研修等により、知識及び技術力の向上を図り、更なる救命率の向上を目指します。
------	---

3. 消防団の充実と組織の見直し

主な取組	<ul style="list-style-type: none">①人口減少が進む中においても効果的・効率的な消防団活動を行うことができるよう、消防団組織の再編を進めます。②消防団員数の急激な減少を抑えるため、消防団員の確保と活動強化に努めます。
------	---

4. 暮らしの安全対策の推進

主な取組	<ul style="list-style-type: none">①住宅用火災警報器の設置率向上に向けた周知活動を実施するとともに、設置から一定期間経過した警報器の更新等に向けた指導活動を進めます。②応急手当講習会を通じ、AEDの使用方法や緊急時の対処法等を普及し、防災に対する意識を高めます。
------	---

政策 2-3 防犯・交通安全

<政策の方針>

犯罪や交通事故のない安全・安心なまちづくり

- ①市民の安全・安心な暮らしを確保するため、防犯灯などの整備や関係機関、地域等が一体となった防犯体制の強化を図ります。
- ②特殊詐欺や悪質商法等に対する注意喚起、相談体制を充実するとともに、高齢者・子どもなどの犯罪弱者への防犯意識を高めます。
- ③交通安全施設の整備・維持を進めるとともに、啓発活動及び交通安全教育活動により、交通安全意識を醸成します。

<現状>

- ①防犯対策については、関係団体・関係機関と連携協力しながら、取組を進めてきました。また、新規要望箇所への防犯灯設置の推進や老朽化した防犯灯の改修を継続的に行っています。
- ②村上市消費生活センターに消費生活相談員を配置し、消費生活に関する各種相談対応や啓発活動を行っています。
- ③市内における交通事故発生件数は減少傾向にありますが、事故による死者数は増加傾向にあります。また、高齢者が関係する交通事故の割合は、依然として高くなっています。

<課題>

- ①地域の要望を踏まえた防犯灯の新規設置の推進や改修を行うとともに、自主防犯パトロールの普及等に向けた取組を進める必要があります。
- ②悪徳商法や詐欺行為の手口はめまぐるしく変化し、巧妙かつ複雑化が進んでいることから、迅速に対応できる体制づくりが求められています。また、高齢者や女性、子どもなどの犯罪弱者に対し、速やかに対応できるよう、今後も関係機関・関係団体と連携しながら、取組を強化していく必要があります。
- ③交通安全教室や交通安全街頭指導、啓発活動等を行うことにより、交通安全意識を醸成し、交通事故件数の減少を図る必要があります。また、高齢者の交通事故防止対策に引き続き取り組む必要があります。

<主要施策>

1. 防犯活動の推進

主な 取組	<ul style="list-style-type: none">①新規要望箇所への防犯灯設置の推進と老朽化している防犯灯のLED化を進めることで、明るく安心できる生活環境づくりとともに、環境への配慮、維持管理コストの低減を図ります。②防犯活動の一環として青色回転灯の一層の普及を図り、犯罪抑制及び地域の安全安心活動を推進します。③自主防犯パトロールの普及を引き続き推進します。④防犯活動の一環として、防犯カメラの設置について検討します。⑤登下校時における子どもの見守り活動など、地域と連携した安全・安心な環境づくりを推進します。
----------	--

2. 特殊詐欺等の被害防止と防犯意識の醸成

主な 取組	<ul style="list-style-type: none">①高齢者、女性、子どもなどの犯罪弱者が詐欺や悪徳商法等の被害に遭わないよう、警察署や関係機関などとの連携を強化しながら、相談支援や啓発活動を推進します。②むらかみ情報ねっと等を活用し、特殊詐欺等の被害防止情報の配信や広報・啓発活動を推進します。
----------	---

3. 交通安全対策

主な 取組	<ul style="list-style-type: none">①カーブミラーなどの新規要望箇所や老朽化の状況把握に努め、順次設置、修繕を行います。②交通事故発生件数の減少を図るため、交通安全指導員や警察関係者、関係団体との交通安全街頭指導や広報紙等での啓発活動を推進します。③飲酒運転を根絶するため、関係団体と連携しながら飲食店などへの巡回指導や広報紙等での啓発活動を強化します。④高齢者や子どもに対する交通事故防止に向け、交通安全教育活動を引き続き推進します。⑤高齢ドライバーが交通事故の加害者にならないよう、運転免許証を自主返納しやすい環境づくりを推進します。
----------	---

政策 2-4 環境・エネルギー

<政策の方針>

美しい自然環境の保全とエネルギー資源を活用したまちづくり

- ①本市の自然・風土に関する理解を深めるための環境保全活動を推進します。
- ②環境問題に関する意識啓発を進め、家庭や事業者の省エネルギー活動を促進します。
- ③地域特性に応じた再生可能エネルギー等の普及促進を図ります。

<現状>

- ①本市は美しい自然環境に恵まれており、豊かで多様な植生が多く残されています。
- ②市内における平成 29 年度のエネルギー消費量は 6,488TJ で、平成 7 年度の 8,751TJ をピークに減少傾向にあります。エネルギー消費量の内訳は、産業部門が 45% で最も多く、次いで運輸部門が多い特徴があります。エネルギー種別の内訳は、燃料油が 53% で最も多く、次いで電力が多い特徴があります。
- ③市内の FIT 認定の再生可能エネルギーは、平成 26 年 4 月の約 2,800KW から、平成 31 年 3 月には 8,707KW まで増加しています。令和 2 年 3 月時点の FIT 導入量は太陽光発電が最も多く、再生可能エネルギー導入量の 86% を占めています。

<課題>

- ①恵まれた自然環境を守り、育み、次世代に引き継いでいかななくてはならない。環境保全を積極的に推進していくためには、市民の関心を高め、環境問題に対する意識啓発をする必要があります。
- ②本市の自然環境には、中には希少とされる動植物が生息しており、生物多様性の確保が求められています。
- ③エネルギーの安定供給確保と地球温暖化防止のためには、更なる省エネルギーや創エネルギーなどの取組を推進する必要があります。運輸部門のエネルギー消費量が比較的多いため、エコカーやエコドライブの普及促進のほか、環境への負荷の少ない公共交通の充実が必要です。
- ④FIT 期間終了後の太陽光発電は、FIT 価格より安い価格で売電するか、自家消費するか、廃止するかいずれかの対応をすることになります。このいわゆる卒 FIT 電源をどのように扱うのかといった方向性を市民・事業者等に示すことが必要です。また、特定のエネルギー源に偏らないように、太陽光発電以外の再生可能エネルギーの導入推進が求められています。

<主要施策>

1. 自然環境の保全

主な取組	<ul style="list-style-type: none">①環境フェスタ等のイベント開催により、自然環境保全への意識啓発の推進を図ります。②環境美化運動など市民の清掃活動を支援し、環境保全を推進します。③希少な動植物を次世代に継承していくため、市民や関係機関と連携し、生物多様性の確保に努めます。
------	---

2. 省エネルギー活動の推進

主な取組	<ul style="list-style-type: none">①家庭での省エネ活動を推進します。②省エネルギー診断など事業者の省エネ活動につながる情報を提供し、市内の省エネルギーの促進に努めます。③アイドリングストップをはじめとするエコドライブの啓発活動を行います。④省エネ機器、省エネ住宅に関する情報を提供します。⑤次世代自動車の利用環境の整備を促進します。
------	---

3. 再生可能エネルギー等の利用促進

主な取組	<ul style="list-style-type: none">①2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」に取り組みます。②災害時利用を見すえた公共施設等における再生可能エネルギーの導入検討を行います。③村上・胎内市沖における洋上風力発電事業について、随時、情報を発信します。④豊富な森林資源を活かすため、民間企業との協働を含めたバイオマス発電事業の導入を検討します。⑤公共施設での再生可能エネルギー電力の率先購入を推進します。⑥卒FIT後の蓄電池購入費補助の創設を検討します。
------	---

政策 2-5 生活衛生

<政策の方針>

資源が循環し、快適で暮らしやすい生活環境づくり

- ①ごみの減量化やリサイクル率の向上を図るとともに、一般廃棄物の適正処理を推進します。
- ②臭気測定、水質検査等の環境計測を継続的に実施し、生活環境の保全を図ります。
- ③火葬場の老朽化対策等、適正な管理を図ります。

<現状>

- ①分別収集の徹底、収集品目の拡大によりごみ減量や食品ロスに関する市民意識の向上がみられます。
- ②老朽化により廃止した一般廃棄物処理施設が存在しており解体を進めています。
- ③生活環境では特に近年臭気の苦情件数が増加しています。
- ④火葬場は経年による老朽化が進んでいます。

<課題>

- ①循環型社会実現のため、更なるごみの発生抑制、再使用及び再資源化の促進が必要です。
- ②一般廃棄物処理施設解体に向けた計画、促進が必要です。
- ③臭気測定の継続的实施と根本的な対策が必要です。
- ④火葬場の今後の在り方の検討や改修が必要です。

＜主要施策＞

1. 5R（ごみの発生抑制、排出抑制、修理・修繕、再使用、再生利用）の取り組み推進によるごみの減量化

主な取組	①分別の啓発と徹底により、ごみの減量化とリサイクルの促進を図ります。 ②増加傾向にある直接搬入ごみのうち、事業系ごみの現状把握と減量化に向けた取り組みを促進します。 ③食品ロス削減に向けた普及啓発に取り組みます。
------	--

2. 一般廃棄物処理施設の適正管理

主な取組	①廃止した施設の計画的な解体工事を推進します。 ②焼却灰の再資源化等による最終処分場の長寿命化を図るとともに、適正管理を行います
------	---

3. 生活環境衛生の確保

主な取組	①臭気測定や水質検査、騒音測定による監視及び指導体制を強化します。 ②看板設置やパトロールの強化により、不法投棄を防止します。
------	--

4. 火葬場や市営墓地の推進適正管理の推進

主な取組	①火葬場の大規模修繕や建て替えについて検討を進めます。 ②無縁墓の整理改装を進めます。
------	--

政策 2-6 上下水道

<政策の方針>

水質が保全され良質な水が供給されるまちづくり

- ①公共用水域の水質保全と快適な生活環境を確保するため、下水道や合併浄化槽の普及及び適切な施設管理に努めます。
- ②近年増えている集中豪雨により発生する浸水被害を解消し、安全な生活環境の確保と浸水対策に向け、雨水幹線の整備を行います。
- ③長期的な経営計画に基づき、人口規模や利用量に応じた事業運営の効率化や安定運営に努めます。
- ④将来にわたり安心安全で良質な水を安定的に供給するため、計画的な施設及び設備の更新や、簡易水道の上水道への統合を進めます。

<現状>

- ①公共下水道施設、農業集落排水処理施設の老朽化した処理場等については、機能保持のため改築更新事業を進めており、管路については、計画的な点検を行いながら適切な維持管理に努めています。
- ②公共下水道の水洗化率については低い状況にあります。
- ③下水道使用料及び水道料金については、各地区の従量料金を統一し、市内統一単価を設定しました。
- ④令和2年度から、下水道事業会計に地方公営企業法の財務規定を適用し、公営企業会計として経営を行っています。
- ⑤下水道整備を行わない合併処理浄化槽区域があります。
- ⑥水道事業は、施設や管路の適切な管理により安全安心な水の供給が図られています。
- ⑦災害時等の管理体制の強化やアセットマネジメント計画策定の基礎となる水道施設台帳について、市内全域を統一したシステムで電子化し運用するため整備を進めています。
- ⑧令和2年度から、簡易水道事業会計に地方公営企業法を適用し、公営企業会計として経営を行っています。

<課題>

- ①人口減少による使用料収入の減少、施設の老朽化に伴う維持管理費の増など厳しい経営状況が続くなか、汚水処理の効率化と維持管理費の低減を図るため、中長期的な視点から計画的な改築更新事業や統廃合事業を推進する必要があります。
- ②昨今の集中豪雨時の状況を踏まえ、市街地の浸水対策として雨水幹線函渠整備や老朽化したポンプ場施設の更新を実施する必要があります。
- ③今後の収支見通しに合わせ、適切な料金設定を検討する必要があります。
- ④下水道の水洗化率については、住宅リフォーム制度の活用などにより、普及促進についての継続的な取り組みを進める必要があります。
- ⑤農業集落排水の水洗化率については伸びが鈍化しており、普及促進の取り組みを継続して進める必要があります。
- ⑥安定した下水道事業の実現に向けて、企業経営により、損益情報やストック情報を基礎とした経営状況の的確な把握に努め、経営の質と効率性を向上させていくことが必要となります。
- ⑦合併処理浄化槽維持管理助成金の導入で浄化槽の適正管理が促進されてきたことから、継続実施の必要があります。
- ⑧人口減少により給水収益の増加が見込めない中、水道施設や管路の老朽化が急速に進んでおり、経営状況の悪化が懸念されることから、アセットマネジメント

- により中長期的な視点から計画的な更新や維持管理を行い、持続可能な水道事業を目指す必要があります。
- ⑨災害に強い水道施設とするため、施設や管路の耐震化を進める必要があります。

＜主要施策＞

1. 下水道事業の推進

主な取組	<p>①市街地の浸水対策として雨水幹線の整備を実施します。</p> <p>②下水道接続への普及・啓発に取り組み、水洗化の促進を図ります。</p>
------	--

2. 下水道老朽化施設の改築更新及び処理区の統廃合

主な取組	<p>①処理場等老朽化施設の計画的な更新により、施設延命、機能保持を図ります。</p> <p>②下水道の根幹的施設である処理場やポンプ場について、更新事業と併せ耐震化を図ります。</p> <p>③管路施設の計画的な点検を実施し、必要に応じて更新や補修を行う等適切な維持管理に努めます。</p> <p>④人口動向等を考慮した処理区の見直しや施設の統廃合等の検証に基づき統廃合計画を策定します。</p>
------	---

3. 上水道老朽化施設の改築更新及び処理区の統廃合

主な取組	<p>①老朽化した浄水場等の改築更新を推進し、水道水の安定供給に努めます。</p> <p>②施設や管路の耐震化を推進し、災害に強い供給体制を確立します。</p> <p>③水道事業の安定経営に向け水道施設の統廃合を計画します。</p> <p>④将来にわたり持続可能な水道事業を実現するため、アセットマネジメント計画の策定に取り組みます。</p>
------	---

4. 事業の安定経営

主な取組	<p>①長期的な経営計画に沿った料金設定を検討します。</p> <p>②企業体運営を円滑にするために、下水道事業会計における地方公営企業法の全部適用に取り組みます。</p> <p>③経営・資産等の状況を的確に把握し、経営基盤の計画的な強化、資産の適正な管理に取り組みます。</p> <p>④事業運営の効率化を図るため、上水道事業会計と簡易水道事業会計との会計統合を検討します。</p>
------	--

5. 浄化槽の普及促進及び適正な維持管理の確保

主な取組	<p>①合併処理浄化槽整備区域の普及促進を図ります。</p> <p>②適正な維持管理を確保するため、維持管理者への負担軽減と公共用水域の水質汚濁防止を図ります。</p>
------	--

政策 2-7 河川・海岸

<政策の方針>

安全で良好な水辺の整備・保全による環境づくり

- ①計画的な雨水処理を行うため、下水道（雨水）計画との整合を図り、集中豪雨による浸水被害を未然に防止します。また、海岸環境の整備・保全に努めます。
- ②周辺集落と連携し、施設の適正な維持管理を実施します。
- ③流域連携を含む河川改修や水路整備により、良好な水辺空間の形成に努め、地域住民の身近な親水空間として利活用できる取り組みを行います。

<現状>

- ①河川・排水路等の危険個所や浸水多発区域を計画的に整備し、豪雨時における浸水被害の未然防止に努めています。
- ②荒川流域及び三面川周辺地域において、関係者が協働して流域治水を計画的に推進するための協議会が発足し、流域治水プロジェクトを策定・公表を行っています。
- ③海岸侵食や越波による海岸施設の破損、沿線道路の通行止め等が発生し、住民生活に影響が生じています。
- ④河川、排水路内の土砂堆積や草木の繁茂による周辺環境の悪化、施設の能力低下が見受けられます。
- ⑤「水辺の楽校」の維持管理や、荒川における「たんぼ（湧水ワンド）」の保全・再生等を通じ、自然と調和した河川環境の整備を図っています。

<課題>

- ①下水道事業による市街地の雨水排水計画との整合を図りながら計画的に整備を進める必要があります。
- ②荒川における事業を推進するとともに、三面川水系についても、地域住民・県・関係機関と連携し地域に根ざした川づくりを推進する必要があります。
- ③県による海岸施設の整備・維持補修の推進について要望を行う必要があります。
- ④河川、排水路機能保全のため、周辺集落と連携し、維持管理の継続が必要です。

＜主要施策＞

1. 災害を未然に防ぐ河川・海岸事業の推進

主な取組	①河川の危険箇所を把握し、災害の未然防止に向けた整備を推進します。 ②計画の見直しや下水道（雨水）計画との整合を図ります。 ③国・県管理河川における未改修箇所の整備促進を図るため、早期完成に向けた要望を継続して行います。 ④県の海岸関係事業の促進を図るため、要望を継続して行います。
------	--

2. 施設の適正な維持管理の充実

主な取組	①定期的にパトロールを行い、施設の状態を把握し、必要箇所における堆積土の撤去、草木の伐採を実施します。 ②河川における堆積土砂撤去については、村上市管理河川堆積土砂管理計画に基づき計画的に堆積土砂撤去を推進します。 ③周辺集落との連携を保持し、継続的に維持管理を実施します。
------	---

3. 自然と調和した河川環境整備の充実

主な取組	①施設の適正な維持管理を行い、魅力ある水辺空間を提供します。 ②国・県が管理する河川については、環境整備促進のための要望を引き続き行います。
------	---

政策 2-8 道路

<政策の方針>

安全で快適に移動ができる道づくり

- ①関係機関と連携して高速交通体系の整備促進に取り組むとともに、市道の安全性や利便性の向上のための整備を推進します。
- ②日常生活において誰もが安全で快適に利用することができる道路交通環境の整備や維持管理を行います。
- ③橋りょう等道路施設の適切な維持管理により、道路の安全性確保と長寿命化を図ります。

<現状>

- ①平成 25 年に事業化された朝日温海道路（日本海沿岸東北自動車道）については、用地買収も順調に進み、1号トンネルが貫通するなど各所で工事が進められ、早期の開通が期待されています。
- ②日本海東北自動車道「豊栄S I C～荒川胎内 I C間」については、死傷事故率が高く、時間信頼性確保ができていません。
- ③通学路の安全を確保するため、村上市通学路交通安全対策プログラムに基づき歩道整備等を推進しています。中でも、踏切道改良促進法で指定された村上第二街道踏切を拡幅し歩道を設置することにより、児童や歩行者の通行の安全を確保しています。
- ④道路施設の老朽化対策として、橋梁長寿命化修繕計画等の個別計画に基づき橋梁修繕や舗装修繕等を進め、道路施設の長寿命化と機能保全対策を進めています。

<課題>

- ①朝日温海道路（日本海沿岸東北自動車道）の早期開通に向け地域と一体になり要望活動を進める必要があります。
- ②「豊栄S I C～荒川胎内 I C間」については、死傷事故率が高く、時間信頼性確保の観点からも課題があることから、早期の4車線化事業着手を図る必要があります。
- ③物流や地域の活性化のため、村上山辺里、朝日三面インターチェンジのフル規格化が必要となります。
- ④幹線市道の整備を図るとともに、朝日温海道路（日本海沿岸東北自動車道）の整備進捗に伴い、アクセス道の整備が必要となります。
- ⑤生活道路や通学路における通行の安全を図る必要があります。
- ⑥橋りょうなどの道路施設の多くは老朽化が進んでいるため、道路施設の適切な維持管理による安全性の確保と、長寿命化対策による維持管理コストの縮減及び費用の平準化を図る必要があります。

<主要施策>

1. 高速交通体系の整備促進

主な取組	①朝日温海道路（日本海沿岸東北自動車道）の整備に関し、推進協議会との地元協議により円滑な推進を図ります。 ②日本海沿岸東北自動車道沿線市町村と連携し、要望活動等による整備促進を図ります。 ③活性化インターチェンジのフル規格化による利便性の向上に取り組みます。
------	---

2. 幹線交通網の整備促進

主な取組	①国道・県道などへのアクセス性の向上や機能性、安全性に配慮しながら、周辺地域間の連携と交流の促進に向けて、幹線市道の整備を図ります。 ②新潟山形南部連絡道路の関係機関と連携し、要望活動等による整備促進を図ります。
------	---

3. 安全・快適な生活道路の整備促進

主な取組	①誰もが利用しやすい安全かつ快適な生活道路の整備を推進します。 ②狭あい道路の舗装整備などを進め、高齢者や障がい者に優しい道路整備を推進します。
------	---

4. ひとにやさしい歩行空間の整備促進

主な取組	①通学路における交通安全を確保するため、通学路交通安全プログラムに基づき抽出された対策必要箇所の対策を進めます。
------	--

5. 道路の適正な維持管理の推進

主な取組	①市、住民、事業所、まちづくり協議会との協働による環境整備を推進します。 ②橋りょう長寿命化修繕計画やその他個別施設計画に基づき、橋りょうなど道路施設の対策を進めるとともに、予防保全型の適切な維持管理に努め、道路の安全性確保と長寿命化を図ります。
------	--

政策 2-9 公共交通

<政策の方針>

誰もが快適で自由に移動できるまちづくり

- ①路線バスやコミュニティバスなど、市民の多様なニーズに合わせた、利便性・快適性・交流性の高い移動環境の充実を目指します。
- ②誰もが利用しやすく、環境に配慮した車両の導入や、待合環境の整備による利便性の向上を図ります。
- ③二次交通の確保や情報提供の充実等により、観光客にもわかりやすく、利用しやすい交通体系を目指します。

<現状>

- ①人口減少、少子高齢化及び自家用車からの公共交通への転換が進まないため、公共交通利用者は減少の一途をたどっています。
- ②山北地区や朝日地区では中山間部に集落が広く点在しているため、効率的な運行が難しい状況です。
- ③運転免許の保有状況は減少傾向にあり、65歳以上の高齢者は34%を占めています。近年、全国的に高齢運転者による交通事故が問題となっており、免許返納者は増加傾向にあります。地域の互助などに支えられており公共交通機関の利用は少ない状況です。
- ④本市の公共交通網は幹線として、JR羽越本線と日本海沿岸東北自動車道が縦断し、市南部をJR米坂線が横断しています。
- ⑤幹線に繋がる支線として、路線バスは市内34系統が運行し、全てが廃止代替路線となっています。
- ⑥JRや路線バスによる公共交通を補完するため、コミュニティバスとしてまちなか循環バスとせなみ巡回バス、交通不便地域の解消などを目的としてデマンド型ののりあいタクシーを運行しています。
- ⑦令和3年度に策定した地域公共交通計画に基づき、地域の現状に応じた持続可能な公共交通網を構築するため、各種施策に取り組んでいます。

<課題>

- ①効率的で地域のニーズに応じた運行の実施の検討が必要です。
- ②公共交通の利用促進対策の検討が必要です。
- ③広く分散している集落に対する移動手段の確保が必要です。
- ④タクシー会社がない地区への対応の検討が必要です。
- ⑤新潟市への通院手段への確保対策の検討が必要です。
- ⑥分かりやすい情報発信とあわせ観光客の移動手段の確保に対する検討が必要です。

<主要施策>

1. 交通確保対策の維持及び利用促進

主な取組	①路線バス、コミュニティバス及び各種のりあいタクシーなど既存の交通資源の特性に応じて役割の連携をし、運行の効率化を図ります。 ②分かりやすい料金への見直しと通学割引制度の継続、高齢者の運賃割引の検討をします。 ③自家用有償旅客運送等の地域のニーズに応じた新たな公共交通を導入します。
------	---

2. 利用しやすい車両の導入と待合環境の確保

主な取組	①せなみ巡回バスなどに低床車両バスを導入します。 ②EV車両等の導入による二酸化炭素排出量の削減を図ります。 ③可能な範囲で市産材（杉、桧）を用いた待合所やベンチの整備を推進します。
------	---

3. わかりやすい情報提供及び観光・地域活性化との連携

主な取組	①観光施設等を巡る二次交通の確保を図ります。 ②公共交通利用や観光など多岐にわたるマップの作成に努めます。 ③インターネットによる経路検索のためのオープンデータの整備と主要施設にデジタルサイネージを活用した公共交通案内板の整備を推進します。
------	--

政策 2-10 市街地・景観

<政策の方針>

歴史と伝統を守りながら、快適な暮らし作るまちづくり

- ①歴史的風致維持向上計画や景観計画に基づき、本市らしい魅力ある景観づくりを推進します。
- ②大規模低未利用地の活用により、市の玄関口である村上駅周辺のにぎわい創出を図ります。
- ③コンパクトシティの形成を念頭においた土地利用を進めるとともに、状況やニーズの変化に応じて都市計画の適宜見直しを実施します。

<現状>

- ①都市計画マスタープランの土地利用方針に基づき、都市計画道路の見直し作業を進めています。
- ②歴史的風致維持向上計画の推進により、旧町人町・寺町では建造物の外観修景が進んでいます。
- ③景観計画に基づく届出や助成事業などの実施により、景観にする市民意識が高まっています。
- ④村上駅周辺のまちづくりについて、今後の進め方の検討を進めています。
- ⑤坂町エリアでは低・未利用地の活用を図るため、関係機関と連携しながら道路整備を進めています。

<課題>

- ①長期未着手道路の見直しの検討を進めていく必要があります。
- ②村上城下町地区外に立地する歴史的建造物の保全・活用方法について検討する必要があります。
- ③景観や歴史を活かし、「まち」の魅力を向上させる取り組みを行ってききましたが、人々に住みたい、住み続けたいと思ってもらえる状況には至っていないためさらなる取組が必要です。
- ④村上総合病院解体後の跡地利用や活性化策及び駅周辺の土地利用や施設整備について検討する必要があります。
- ⑤市内には、武家町の風情が残る街並みや町屋などの村上らしい歴史的景観が現存していますが、老朽化などへの対策が必要です。

＜主要施策＞

1. 歴史的風致維持向上計画及び景観計画に基づく事業の推進

主な 取組	①良好な景観維持に要する経費の負担軽減を図り、村上らしい歴史的景観の保全を図ります。 ②景観計画と連携し、歴史的建造物の保存・修理・活用を図ります。 ③道路の無電柱化等による景観に配慮した事業を推進します。 ④歴史的活動の継承について支援及び啓発を図ります。 ⑤第2期歴史的風致維持向上計画を策定します。
----------	--

2. 村上駅周辺まちづくりの推進

主な 取組	①都市再生整備計画を策定し、大規模跡地の利活用などの事業着手に向けて取り組みます。 ②駅東西を連絡する通路や駅東口及び西口の整備は財源確保等を含め、事業実施に向けて取り組みます。
----------	--

3. 都市計画道路の整備

主な 取組	①コンパクトなまちづくりの方針に基づき低・未利用地の活用を図るための道路整備を推進します。
----------	---

4. 都市計画の見直し

主な 取組	①事業着手が困難な長期未着手道路の見直しを実施します。
----------	-----------------------------

政策 2-1-1 住環境

<政策の方針>

安心と安らぎのある住み心地の良いまちづくり

- ①緑豊かで潤いと安らぎのある生活環境の確保・維持のため、公園の適切な維持管理に努めます。
- ②地域特性に合った安全安心で快適な居住環境の形成に向け、住宅性能向上のための支援やニーズに即した公営住宅の整備を促進します。
- ③空き家の実態調査を実施し、空き家の適正管理を促進するとともに、多様な需要喚起による中古物件や空き家の再生・利活用を進めます。

<現状>

- ①公営住宅は長寿命化計画により整備を進めています。
- ②木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事への補助制度を実施しており、耐震診断の補助制度への申請件数は毎年一定数ありますが、耐震改修工事に至っていません。
- ③公園施設の老朽化が進んでいます。
- ④空き家等対策計画を平成 30 年度に策定して、取組を進めています。
- ⑤管理不全空き家等は、所有者等に適正管理を行うよう助言・指導をしておりますが、年々増加しており、今後も増加していくことが見込まれます。
- ⑥管理者不在や経済的事実等で適正管理されない困難事例も増加しており、また、等管理の第一義的責任は所有者等にあることの意識の低い人も受けられます。
- ⑦空き家バンクへの登録物件が増加しており、成約数も伸びています。

<課題>

- ①高齢者世帯や子育て世帯の居住に配慮した模様替えが必要です。
- ②耐震改修工事の実施に向けた啓発や促進を図る必要があります。
- ③快適な公園の維持のため、利用状況にあった適正な管理手法の検討や、老朽化が進行している遊具などの公園施設は、計画的な修繕や更新を進める必要があります。
- ④空き家発生を抑制する取組や危険な空き家に至る前に解体を促す取組も進めていく必要があります。
- ⑤空き家バンクの成約に至らず、登録抹消となる物件が増えてきているため、購入者側のニーズに見合う物件の情報発信が必要です。

<主要施策>

1. 公営住宅の整備

主な取組	①ニーズに即した部屋の模様替えを推進します。 ②公営住宅の方向性等は、令和4年度に改定予定の公営住宅等長寿命化計画で検討します。
------	---

2. 木造住宅の耐震性強化

主な取組	①市民の耐震対策への啓発を推進します。 ②耐震性のない住宅の耐震改修や建替えへの推進を図ります。
------	---

3. 公園の適切な維持管理

主な取組	①遊具などの公園施設の修繕や更新を行い、安全で魅力的な公園づくりを進めます。 ②憩いの場となる快適な公園を維持するため、管理手法の検討も含め、適切な維持管理を行います。
------	---

4. 空き家対策

主な取組	①管理不全な空き家等所有者への助言・指導を進めます。 ②危険が切迫している管理者不在等の空き家は、除却に取り組みます。
------	--

5. 空き家バンク事業による定住・利活用の促進

主な取組	①登録条件を見直し、登録可能物件の明確化を図ります。 ②賃貸の取り扱いについて検討します。
------	--

政策 3-1 農業

<政策の方針>

村上の食と地域を支える魅力ある農業づくり

- ①農用地の効率的な活用や生産体制の構築、ICTの活用、有害鳥獣対策などにより、農業生産効率の向上を図ります。
- ②農産物のブランド化や高品質化を図るとともに、農商工連携による農産物の魅力づくりや販路拡大を進めます。
- ③都市部と農村部などとの交流を図り、農村地域の活性化や農業への理解を広げます。

<現状>

- ①農業用施設の老朽化が深刻な状況であり、突発的な事故等により営農に支障となっている。
- ②農地・農業用施設の保全は、耕作者だけでは困難な状況になっています。
- ③意欲ある農業者と再生可能農地とをマッチングする仕組みがなく、再生の機会を逃してしまっている。
- ④ほ場が小規模区画や狭隘な農道のため、大型機械の導入が困難であり、農業生産効率が低い状況である。
- ⑤新規就農者に対し、新潟県とともに就農に至るまでの支援を行い、新規就農者の経営基盤の早期安定を図っています。
- ⑥村上牛の出荷頭数は現状 300 頭と横ばいに推移していますが、生産農家の高齢化と後継者不足の状況である。
- ⑦村上の食を中心とした地域資源を活かし、活性化を図ってきました。
- ⑧有害鳥獣の被害防止のため、住民への意識啓発や電気柵等の施設整備を実施してきました。また、猟友会員の労力低減を図るため、ICT 機器の整備を進めています。
- ⑨地域活性化を促すため村上グリーン・ツーリズム協議会の事業支援を行っています。

<課題>

- ①農業用施設の長寿命化を図るため、計画的な施設の更新が必要である。
- ②農地・農業用施設の保全について、耕作者だけでなく集落単位等による管理体制づくりが必要である。
- ③再生可能農地の有効活用を図るための体制づくりが必要である。
- ④ほ場整備による区画整理を行うとともに、ICTの活用により農業生産の高効率化を図る必要がある。
- ⑤新規就農者が参入しやすい支援と体制づくりが必要である。
- ⑥村上牛の生産基盤の安定化と担い手確保を図る必要がある。
- ⑦農産物などの魅力を発信するとともに、販路拡大を図る必要がある。
- ⑧猟友会員数の減少により、担い手が減少しているため、ICT技術を利用した捕獲体制の整備が必要です。
- ⑨近年、特にイノシシの被害が多いことから、電気柵の整備や捕獲罫有資格者の増加を図り、地域ぐるみで捕獲体制の構築が必要です。
- ⑩地域資源を活かし、交流人口の拡大など農村地域の活性化を図る必要がある。

<主要施策>

1. 農地・農業用施設保全活動の支援

主な取組	①農業用施設の整備や長寿命化を図ります。 ②多面的機能支払交付金により農地農業用施設の保全活動を推進します。 ③農地の再生の取り組みを支援し、耕作放棄地の解消と農地の有効利用を推進します。
------	--

2. 農業の効率化と担い手の確保

主な取組	①高効率化及びコスト縮減のため、ほ場整備事業を推進と、ICTの活用によるスマート農業を目指します。 ②生産コストの削減や省力化などにより、農業従事者の所得向上を図ります。 ③戸別経営体から大規模経営体や法人経営体等への移行を推進します。
------	--

3. 農産物のブランド化と流通消費拡大の推進

主な取組	①村上牛の生産基盤の安定化と販路拡大を図ります。 ②市内農産物のブランド化や他産地との差別化により、高品質で競争に強い農産物の育成を支援します。 ③農産物の魅力づくりや、情報発信により販路拡大を図るとともに、地産地消を推進します。
------	---

4. 有害鳥獣対策による農業生産の安定化

主な取組	①有害鳥獣駆除従事者の負担軽減を図るため、ICT機器の整備に取り組みます。 ②電気柵など、有効な有害鳥獣対策技術の普及・拡大を図ります。 ③荒廃農地の利活用や鳥獣による被害を出しにくい環境づくりを推進します。 ④地域ぐるみでの捕獲体制の構築と捕獲罠有資格者の増加を図ります。 ⑤イノシシ被害に対し、捕獲者の技術向上のための研修会を開催するとともに、捕獲罠の保有数を増やすことにより、捕獲数を増やす取り組みを推進します。
------	---

5. 都市部と農村部の共生・交流の推進

主な取組	①農村部における体験交流型観光の推進を図り、地域活性化を促すため、村上地域グリーン・ツーリズム協議会の事業支援を継続的に実施します。
------	--

政策3-2 林業

<政策の方針>

豊かな森林を守り育てる林業づくり

- ①森林資源の循環利用と林業の成長産業化の両立を図ります。
- ②林業体験や研修会等を通じ、林業の担い手や新規就業者の確保・定着を図ります。
- ③市民生活に憩いと潤いをもたらす森林資源の保全のため、計画的な森林育成と治山施設の整備、病虫害の予防事業などを推進します。
- ④市産材の利用促進や木材生産の低コスト化等により、林家所得の向上を図ります。

<現状>

- ①市内の森林は、戦後や高度成長期に植栽された人工林が大きく育ち、木材として利用可能な時期を迎えていますが、長期的な林業の低迷等により、適切に管理されていない人工林が多くなっています。
- ②木材価格の低迷や経営コストの上昇、林業従事者の高齢化により担い手不足が進行しています。
- ③市産材の価値や特徴が十分に理解されておらず、地産地消への意識低下もあって地域材の利用が少なくなっています。
- ④市内には広葉樹資源が豊かである一方、十分に活用されていません。
- ⑤路網が不足しており、森林の手入れが十分に行き届いていません。

<課題>

- ①未整備森林や放置林の増加により森林の荒廃が進み、有害鳥獣や松くい虫をはじめとする病虫害の発生などが懸念されることから、森林の適正管理と病虫害の抑制が必要です。
- ②林道整備などのハード事業と高性能林業機械の導入、特用林産物の生産などソフト事業を組み合わせ、低コストで生産する仕組みづくりと、利益率の向上の両面を支援し、従事する担い手にとって林業が持続可能で魅力ある生業となる環境づくりが必要です。
- ③市産材が必要な時に入手できないため、市産材の供給体制の強化が必要です。
- ④地域温暖化対策や脱炭素社会の実現などの課題に対応するため、木質バイオマスエネルギー等での活用が必要です。
- ⑤森林の有する多面的機能を発揮させていくため、森林の健全な育成が必要です。

<主要施策>

1. 森林の保全・健全育成

主な取組	<p>①森林経営管理制度に基づき、適切に経営管理が行われていない森林について、市が仲介役となり森林所有者と森林経営者を繋ぐことで、適切な経営管理を行います。</p> <p>②林業経営に適さない森林については、地球温暖化防止対策等森林の持つ多面的機能発揮のための森林整備を進め、人と自然が触れ合える安らぎの空間や景観の保全に努めます。</p> <p>③土砂災害防止等の森林の有する公益的機能が十分に発揮されるように、広葉樹林の保全と再生に努めます。</p> <p>④松くい虫防除事業を継続して森林の保全に努め、新たな被害の発生を抑制します。</p>
------	---

2. 森林資源の有効活用

主な取組	<p>①自然条件が良く林業経営に適した人工林は、森林経営の集積・集約化を進め、林業的利用を積極的に展開します。</p> <p>②計画的に森林資源を利活用できる生産管理システムの構築を目指して、市産材の供給体制の構築（サプライチェーンの構築）に向けた取組と、ICTを活用したスマート林業を実践します。</p> <p>③地球温暖化防止対策や脱炭素社会の実現のため、森林資源について木質バイオマスエネルギーをはじめとした新たなエネルギー源として有効活用を図ります。</p> <p>④補助金等により、木材の消費効果を高め、市産材の利用促進と建築物等の木質化を図ります。</p> <p>⑤市内にはコナラ等の広葉樹が豊かであるため、広葉樹資源の利活用を推進します。</p> <p>⑥子どもたちへ「木育」の取組を行うことにより、木に親しむ心と地産地消の意識を醸成し、市産材のPRを進めます。</p>
------	--

3. 特用林産物の生産振興

主な取組	<p>①林床を利用して栽培のできる林間ワサビ栽培などの取組を支援し、間伐材の林間・林床の有効活用と、林家所得の向上に努めます。</p> <p>②本市の特産品の原料となる漆の栽培やシナノ木材を育成し、伝統的工芸品の伝承のための取組を支援します。</p>
------	---

4. 林業の担い手の育成・確保

主な取組	<p>①中高生や若者を対象とした林業体験イベントなどを通じ、若者新規就業者の林業への理解、拡大を図りながら、担い手の育成や確保を進めます。</p>
------	---

5. 森林基幹道岩船東部線の早期開通に向けた取り組み推進

主な取組	<p>①県や関川村と連携を図り、地域と一体となった要望活動を行うことで早期開通を目指します。</p>
------	--

政策 3-3 水産業

<政策の方針>

豊かな水産資源を活かした魅力ある水産業づくり

- ①漁港や海岸保全施設の老朽化対策及び機能強化を進め、漁業の生産基盤を確保します。
- ②資源管理型漁業の推進により、漁業経営の安定化を目指し、水産資源の保護育成を図ります。
- ③水産業の魅力を高めるとともに、新規就業者の支援を行い、担い手の育成と確保に努めます。

<現状>

- ①海面、内水面漁業協同組合は、魚価の低迷等により厳しい経営となっています。
- ②漁港施設の改修を継続的に実施しています。
- ③魚価の低迷や高齢化により、漁業従事者は減少しています。
- ④水産物の認知度向上や販路拡大に向けた取り組みを行っています。

<課題>

- ①漁業協同組合の負担軽減を図り、持続可能な経営支援が必要です。
- ②漁港施設の長寿命化を図るため、計画的な改修が必要です。
- ③水産業の魅力を高め、新規就業者支援と担い手の育成が必要です。
- ④漁業収入向上を図るため、水産物の認知度向上や販路拡大が必要です。

<主要施策>

1. 漁業協同組合の事業支援

主な取組	①海面、内水面漁業協同組合の投資的事業を支援するとともに、生態系保護のため稚魚放流事業に対して助成し、組合の負担軽減を図ります。 ②漁業者の経営の維持・安定を図るため、設備購入などに必要な利子補給の支援を図ります。
------	--

2. 漁港整備の推進

主な取組	①漁港海岸保全施設の長寿命化計画に基づき海岸の防護、海岸環境の整備と保全を図ります。 ②中浜、府屋、桑川漁港の老朽化した施設の保全や施設整備を図ります。
------	---

3. 漁業担い手の育成支援

主な取組	①漁協や県などと連携した取組を実施し、漁業者の担い手確保を図ります。 ②国、県、市制度の活用により、新規漁業者の負担軽減を支援します。
------	--

4. 水産物の活性化と収益の向上

主な取組	①鮮度の良い水産物を市内飲食店等への販売を積極的に推進し、地産地消を図ります。 ②イベントの開催や首都圏などでの PR により、水産物の消費拡大と販路拡大を図ります。
------	--

政策 3-4 商工業

<政策の方針>

地域に根ざした商工業により活気あふれるまちづくり

- ①商工団体等との連携による人材育成や販路拡大等により、地域に根差した商業活動の活性化を図ります。
- ②後継者の育成や販路拡大、ブランド力強化等により、伝統地場産業の活性化を図ります。
- ③空き地・空き工場等の有効活用を図るとともに、新規進出企業や新たな開発等を手がける既存企業への支援を充実し、雇用の増大を図ります。

<現状>

- ①産業支援プログラム事業補助金による販路開拓、生産性向上の取組等への支援や、制度融資の充実を図ることで地域産業の活性化に努めています。
- ②「村上木彫堆朱」及び「羽越しな布」は本市の誇るべき伝統的工芸品ですが、職人の高齢化や後継者不足、原材料不足などの問題を抱えています。
- ③大型店舗に買い物が集まる傾向にあり、地元商店街が衰退し、空き店舗が増加していくことが予想されます。また、地元の新鮮な農水産物や日用雑貨などが購入できる定期市場ですが、出店者は高齢化等により年々減少しています。
- ④企業設置奨励条例による優遇措置等により企業誘致を進めています。
- ⑤IT企業等求職者のニーズに合った企業の誘致が求められています。

<課題>

- ①市内産業の活性化と中小企業支援を図るため、産業支援プログラム事業補助金による支援が必要です。
- ②伝統的工芸品の継承や更なる発展のため、後継者育成と原材料の確保が必要です。
- ③商店街や定期市場の活性化を図るため、魅力の向上と利用者の増加への取り組みが必要です。
- ④進出企業だけでなく既存企業も含め、継続的な支援が必要です。

<主要施策>

1. 市内産業の活性化と中小企業支援

主な取組	<ul style="list-style-type: none">①商工関係団体や市内金融機関と連携し、創業予定者の相談体制、経営指導を充実させます。②新製品開発、販路の拡大等を支援し、新事業の創出と雇用の拡大を推進します。③人材育成と産業振興を図るため、研修会への参加、専門家受入れ、セミナーの開催を支援します。④運転・設備資金の融資制度と信用保証料補給により、商工業者への資金調達を円滑にします。
------	--

2. 伝統的工芸の振興

主な取組	<ul style="list-style-type: none">①後継者の育成を推進します。②産地組合と連携し、売上げ回復に向けた認知向上、販売機会の創出を推進します。③林業分野と連携し、原材料の確保を支援します。
------	---

3. 商店街・定期市場の活性化

主な取組	<ul style="list-style-type: none">①商店街・商工団体と連携し、個店の魅力を活かした商店街づくり、環境整備に対する支援を行います。②空き店舗などを有効活用した創業支援等により、活性化を推進します。③定期市場の出店者と利用者拡大のため、利用しやすい環境の整備、利用促進のためのPRを行います。
------	---

4. 企業誘致及び事業拡大企業への支援

主な取組	<ul style="list-style-type: none">①企業訪問により企業の現状と今後の動向を把握します。②村上市企業設置奨励条例により投資の促進と雇用の増大を図ります③サテライトオフィスとしての進出など、IT企業等の企業誘致活動を行います。④空き土地や空き工場の情報収集と情報発信を図るとともに、新たな工業用地の確保に努めます。
------	---

政策 3-5 観光

<政策の方針>

地域の魅力を磨き、活かしたおもてなしのまちづくり

- ①各種情報メディアを通じたプロモーションの展開により、本市の認知度を向上させます。
- ②インバウンド観光や滞在型・体験型観光など多様な観光ニーズに対応できるよう、多様な連携を図り、観光推進体制を強化していきます。
- ③既存の観光関連施設の保全・活用やアクセス環境、おもてなし環境の整備を進め、観光客の来訪・集客を図ります。

<現状>

- ①本市は、豊かな自然景観や農林水産物、温泉、伝統工芸品といった誇るべき地域資源に恵まれています。
- ②日本海沿岸東北自動車道延伸の工事が進められており、道の駅のリニューアルなどの計画を進めています。
- ③観光施設は経年劣化等により改修が必要な時期となっています。
- ④本市の知名度については向上の余地があります。
- ⑤新型コロナウイルス感染症の影響により、旅行が個人化するとともにマイクロツーリズム志向が高まっています。

<課題>

- ①地域資源を更に磨き上げ、連携させることにより一層の観光振興を図る必要があります。
- ②日本海沿岸東北自動車道の延伸に伴う観光施策の見直しや、道の駅の更なる魅力アップを図る必要があります。
- ③来訪者の利便性向上を図るため、施設の改修に取り組む必要があります。
- ④本市の知名度を向上し、来訪者の増加につなげるため、観光プロモーションの展開や効果的なPRが必要です。
- ⑤新型コロナウイルス感染症の影響による旅行形態の変化に対応する必要があります。

<主要施策>

1. 観光プロモーションやPRの強化

主な取組	①テレビ・新聞・チラシ・ラジオといったマスメディアやSNS・インターネット等を活用した観光情報の提供と宣伝PRを実施します。 ②首都圏、関西圏などを中心に、鮭文化や食等の特色ある地域資源を活かしたプロモーションを実施します。 ③ふるさと村上応援寄附金によるお礼品を通して特産品のPRや本市への誘客を図り、村上市の物産や観光の知名度を高めます。
------	---

2. 観光施設の整備と利用促進

主な取組	①通過都市とならないために、道の駅の機能拡張と魅力向上を図ります。 ②既存施設の整備や改修を計画的に実施します。 ③施設の管理者や利用団体等と協議し、利用率の向上や新たな活用方法を検討します。
------	--

3. 訪日外国人観光客増加対策

主な取組	①国外へ向けて観光情報を発信します。 ②魅力ある農林水産業体験等の受け入れ体制の構築に努めます。 ③外国人に対する観光案内、施設見学や買物の利便性の向上を図ります。
------	--

4. コロナ禍に応じた旅行形態への対応

主な取組	①近隣圏を日帰りまたは宿泊旅行するマイクロツーリズム推進のため、プランの提案や旅行商品造成に向けた支援を検討します。 ②ウイルス拡散のリスクを減らし観光需要にもつなげる地域内観光について情報発信を行います。 ③定住自立圏や「日本海きらきら羽越観光圏」構成市町村との連携により、滞在型・体験型観光地の形成を促進します。
------	--

政策 3-6 港

<政策の方針>

物と人の交流が生まれ、賑わいあふれる港づくり

- ①港湾環境整備施設を利用した観光・交流の活性化により、港周辺の賑わい創出を図ります。
- ②港湾施設の整備により船舶の安全運航の確保と物流・産業拠点としての機能強化を図ります。

<現状>

- ①港湾の利活用の面では、「みなとフェスティバル」や「さかなまつり」等の開催により賑わいを見せています。
- ②岩船港港湾緑地に複合遊具の設置を行い、住民等のレクリエーション活動や憩いの場として利用されています。
- ③岩船港は「みなとオアシス越後岩船」として登録を受けており、国と連携したイベント等の情報発信に取り組んでいます。
- ④港湾の機能保全を図るため、新潟県において航路浚渫が継続して行われ、また、航路埋没対策として防砂堤の整備に着手しています。

<課題>

- ①イベント等での利用促進や港湾環境施設の整備を図り、みなとを核とした賑わいを創出する必要があります。
- ②「みなとオアシス越後岩船」の魅力を全国に発信し、みなとを核としたまちづくりを進めていく必要があります。
- ③災害時における輸送手段の代替性を確保する必要があることから、港湾の機能保全とともに緊急輸送物資の拠点となる港として整備促進を図る必要があります。

<主要施策>

1. みなとの賑わい創出の促進

主な 取組	①港湾緑地や広場の利用促進を図るため、官民協働で新たなイベント等の創設に向けた取り組みを推進します。 ②港湾環境施設の整備を進めるとともに、レクリエーション利用の拡充について検討します。 ③国と連携し、イベント等の情報発信を行い来客数向上を図ります。
----------	---

2. 港湾機能の保全と防災拠点としての整備促進

主な 取組	①港湾機能保全のため、浚渫事業を継続的に実施します。 ②漂砂による航路埋没や海岸浸食の対策としての防砂堤の早期完成を図ります。
----------	--

3. 海上物流輸送拠点としての利用促進

主な 取組	①県や岩船港利用促進協議会等と連携したポートセールスを実施します。 ②港湾荷役取引の増加を目指した取り組みを推進します。
----------	---

政策3-7 就労・雇用

<政策の方針>

誰もが働きやすく、やりがいを持って活躍できるまちづくり

- ①職場体験や相談体制等の充実した就労支援により、若者をはじめとする労働力の確保を図ります。
- ②仕事と家庭の両立が可能な、男女がともに働きやすい就業環境の整備を図ります。

<現状>

- ①市内企業の新卒採用への取り組みを支援しています。
- ②地元企業への就労促進に取り組んでいます。
- ③就業に困難な要因を抱える無業者に対して、就労の支援をしています。
- ④女性の就労環境の向上に取り組んでいます。

<課題>

- ①高校生の進学率が高くなっていることから、UIターンなども含めた首都圏等に向けた採用活動が必要です。
- ②建設業や介護事業の人材不足に対する支援が必要です。
- ③関係機関との十分な連携と相談体制の充実が必要です。
- ④男性の育児休暇等を含めた職場と家庭の両立支援が必要です。

<主要施策>

1. 若者の地元就職の促進

主な取組	①高校生向け就職説明会や職場見学などの開催により、地元就職を促進します。 ②市内企業の魅力を深めてもらうため、インターンシップの推進を図ります。 ③UI ターン就職に向けた市内企業の情報発信に努めます。
------	---

2. 無業者への支援

主な取組	①職業相談を通じた就労支援を実施します。 ②関係機関と連携した相談体制の充実を図ります。 ③職業体験の機会の提供を行い、就職促進を図ります。
------	--

3. 働き方改革とワークライフバランスの推進

主な取組	①ハッピーパートナー企業への登録を推進します。 ②女性の就労環境向上に取り組む企業に対し、支援を行います。 ③職場と家庭の両立が可能となるよう、各種支援制度についての情報提供を行います。
------	---

政策 4-1 学校教育

<政策の方針>

子どもたちを学校と地域で育むまちづくり

- ①本市ならではの歴史・文化や風土、産業、生活様式に根差した人材を育成するため、地域や世代間の連携による“郷育”を推進します。
- ②未来を担う子どもたちの健全な育成に向け、少子化や多様化する教育ニーズに対応した質の高い教育を推進します。
- ③就学援助や特別支援教育の実施のほか、安全な学校施設の整備や通学時の安全確保など、誰もが安心して学べる環境づくりを推進します。

<現状>

- ①全小中学校に学校運営協議会を設置し、学校と地域が子どもたちの健全な成長に寄せる思いを共有し、互いの役割や責任を果たすコミュニティ・スクール事業に取り組んでいます。
- ②GIGAスクール構想に向けた1人1台端末と高速大容量のネットワーク整備や、「村上市の授業づくり」ハンドブックを活用した授業改善を図る学校訪問等により、確かな学力の向上に努めています。
- ③いじめ、不登校、自傷行為の未然防止や解消に向けた取組、学校の小規模化や教員の働き方改革を受けた中学校部活動の在り方検討に努めてきました。
- ④増加する特別な支援を要する子どもへの対応に向けた介助員の配置や研修、地域と連携した人権教育、同和教育の推進に努めてきました。
- ⑤市内15校が関わる小・中学校の学校統合に取り組んできましたが、児童生徒数の減少及び学校小規模化はさらに顕著となってくることが想定されます。

<課題>

- ①コミュニティ・スクール事業を中心とした、学校と地域のより一層の連携・協働が必要です。
- ②ICT機器の有効活用により、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと、協働的な学びの保障に努め、学力の基礎・基本の確実な定着を図ることが必要です。
- ③増加しつつある不登校や自傷行為問題等への対応に向け、関係機関と連携を図りながら、適切な指導、支援が必要です。また、地域と連携した中学校部活動の環境整備を進めていく必要があります。
- ④子どもの貧困が懸念される中、教育の機会均等を図る取組や、特別な支援を要する子どもへの教育的ニーズに応じた取組が求められています。
- ⑤建築から年数を経た校舎等も多く、少子化を踏まえ更なる将来を見据えた教育環境のあり方が課題となっています。

<主要施策>

1. 地域と連携した教育の推進

主な取組	<ul style="list-style-type: none">①学校運営協議会を活用したコミュニティ・スクール事業を推進します。②地域の素材を活用した体験活動や地域の課題について考える学習活動等の郷土愛を育む特色ある学習への支援を図ります。③防犯、交通安全、防災教室の実施等、地域や関係機関と連携した子どもたちの安全教育を推進します。④園と学校間の情報共有、緊密な連携に努め、幼保小中連携した教育を推進します。⑤自らの生き方を考え、進路や未来を切り拓く、地域と連携したキャリア教育を推進します。
------	--

2. 学ぶ意欲と確かな学力の向上

主な取組	<ul style="list-style-type: none">①基礎・基本の確実な定着を図る教育を推進します。②1人1台端末を活用しながら高度情報化社会に対応した、教員の指導力向上等を図ります。③グローバル化に対応した外国語教育を推進します。④家庭学習の定着を目指した、学習事業の推進を図ります。
------	--

3. 豊かな心と健やかな体の育成

主な取組	<ul style="list-style-type: none">①いのちと心に関する学びの支援を図ります。②適応指導教室と各校の連携を強化し、不登校傾向の子どもに寄り添った対応を行います。③体力、運動能力、運動習慣を把握、分析し、体力向上を図るとともに、家庭と連携した食育を推進します。④「村上市部活動方針」にのっとり、生徒にとっても教員にとっても魅力ある中学校部活動を支える環境整備を推進します。⑤音楽鑑賞事業等を通じて文化芸術活動の推進に取り組みます。⑥差別や偏見を許さない、生み出さない社会を実現するための人権教育、同和教育を推進します。
------	---

4. 誰もが安心して学べる環境づくりの推進

主な取組	<ul style="list-style-type: none">①教育の機会均等を図るため、就学援助事業や奨学金制度を継続します。②特別な支援を要する子どもの「個別の教育支援計画」を作成し、関係機関等との情報の共有と活用を図り、教育的ニーズに応じた適切な指導、支援を継続して推進します。
------	--

5. 望ましい教育環境の整備

主な取組	<ul style="list-style-type: none">①老朽化やバリアフリー化等に対応した、安全・安心な学校施設設備の充実を図ります。②通学時の安全確保を図るため、スクールバス運行や、スクールガード・リーダーを中心とした見守りボランティア体制の充実を図ります。③本市の学校の適正規模等を踏まえ、児童生徒にとって望ましい教育環境を目指し、検討協議を図ります。
------	---

政策 4-2 生涯学習

<政策の方針>

生涯を通じた学びと成果が活かせるまちづくり

- ①学習の場・機会の充実や情報提供に努め、多様な価値観やライフステージに応じた学習環境づくりを推進します。
- ②学習で得た知識や技術を発揮・活用できる地域づくりや取り組みを進めます。
- ③誰もが読書を楽しむための、教材の確保や環境整備を推進します。

<現状>

- ①民間団体等との連携による子育て・家庭教育支援講座を実施しています。
- ②青少年期～高齢期にわたる世代に応じた教育支援を実施しています。
- ③地域に主眼を置いた教育活動（講座等の展開）を実施しています。
- ④学びの支援と人がつながる公民館活動（施設運営）を行っています。
- ⑤「村上市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動を推進する事業を実施しています。
- ⑥生涯にわたる主体的な学びのための図書館サービスを市全域で享受できるよう、ネットワークシステムによる地区図書室運営および移動図書館事業を実施しています。

<課題>

- ①個々の家庭の状況やニーズの多様化により、支援者が足りていない状況にあります。
- ②情報化社会の進展やライフスタイルの変容により成人期世代の参画が少ない状況にあります。
- ③人口動態や社会基盤の変化により地域内での連携が薄れつつあります。
- ④ライフスタイルの変容により、公民館活動参加者の減少傾向が止まらない状況にあります。
- ⑤子どもたちの図書館利用には地域格差があるため、保護者等市民の意識啓発やその他対策が必要です。
- ⑥令和元年制定の読書バリアフリー法に対応した図書館におけるサポートが求められています。

<主要施策>

1. 家庭教育支援の充実

主な取組	①絵本を介して乳幼児と保護者が触れ合うブックスタート事業に取り組みます。 ②体験活動と座学を組み合わせた親子講座の実施に取り組みます。 ③家庭教育の理解と実践を支援するため、小学校就学児健診時における講座の実施に取り組みます。 ④各種研修会等を通して家庭教育への支援者の養成に努めます。
------	--

2. ライフステージに応じた学習機会の提供

主な取組	①各少年団の活動・運営への支援に努めます。 ②講座等の開催日時を検証・検討し、ニーズに即した実施に努めます。 ③学習の成果を発揮する機会の提供に努め、学びの循環を図ります。
------	--

3. 主体的・協働的な学びの推進

主な取組	①地域学習講座の実施に取り組みます。 ②児童を地域で育む「放課後子ども教室」に取り組みます。 ③地域が主体となって推進する青少年健全育成活動の支援に努めます。
------	---

4. 「むすび、つながる」公民館活動の充実

主な取組	①「学び」の成果を発揮する機会の提供に努めます。 ②各種講座の提供に際し、ICT機器の活用を図ります。 ③学習の拠点となる地区公民館施設の維持整備に努めます。
------	---

5. 学びを高める読書活動の推進

主な取組	①地域の課題解決や学びを支える情報を市民に等しく提供できるよう読書バリエーションを考慮した資料など多様な図書館の蔵書や視聴覚教材を確保します。 ②子どもの読書活動の重要性に対する市民の意識啓発を図り、子どもたちが自主的に読書に親しむ機会を、地理的、身体的来館困難者にも提供できる環境整備を推進します。
------	---

政策 4-3 文化芸術

<政策の方針>

文化芸術に親しみ、歴史・文化財を守り繋いでいくまちづくり

- ①文化芸術に対する市民の関心や教養を深めるため、優れた文化芸術作品にふれる機会の充実を図ります。
- ②地域の貴重な財産である文化財の保存活用を図るとともに、伝統芸能等を担う後継者や関係団体の支援、普及啓発に努めます。
- ③各種計画に基づき、史跡ごとに管理・修理を行うとともに、来訪者の理解促進に向けた活用を図ります。

<現状>

- ①文化芸術活動の担い手の高齢化と後継者不足が生じています。
- ②文化財所有者や保存団体の高齢化が進むとともに、歴史資料の散逸が見られます。
- ③無形民俗文化財の後継者不足が進むとともに、屋台や道具類の修繕経費の負担が大きいため、将来的な文化財の保護・継承への影響が懸念されます。
- ④人口減少や少子高齢化に伴い伝統的建造物の空き家化・老朽化が進み、歴史的な町並みが失われています。
- ⑤国史跡の整備が計画よりも遅れており、十分に活用しきれいていません。

<課題>

- ①文化芸術作品の鑑賞機会を増やすなど、若い世代の芸術活動に対する意欲の向上を図る必要があります。
- ②文化財と所有者の現状を把握するほか、歴史資料の所在確認を行う必要があります。
- ③無形民俗文化財の発表機会を増やし後継者の育成に努めるとともに、各種補助制度等により保存にかかる経費負担を軽減する方策を考える必要があります。
- ④文化財的価値を有する伝統的建造物を多く含む歴史的な町並みを保存する必要があります。
- ⑤国史跡の整備を計画に沿って推進し、保存活用計画にのっとり積極的な活用を図る必要があります。

<主要施策>

1. 文化芸術の振興

主な取組	①市美術展覧会や市内外美術作品の展覧会を開催し、市民が身近な場所で文化芸術作品に触れ合える機会を創出するとともに、文化芸術作品の創作活動意欲の向上を図ります。
------	---

2. 文化財保護と伝承の推進

主な取組	①市内の文化財全般を適切に保存・活用するために「村上市文化財保存活用地域計画」を策定します。 ②市文化財補助金等による指定文化財所有者及び保存団体への支援を行います。 ③村上祭の屋台行事や大須戸能など市内の無形民俗文化財を正しい姿で後世に引き継ぐため保存修理事業を推進するとともに、発表機会の提供等を通じて後継者育成に対する支援を行います。 ④伝統的建造物群保存地区を決定し、歴史的な町並みの保存・活用を推進します。
------	---

3. 史跡の保存と活用の推進

主な取組	①国民共有の財産である史跡平林城跡・村上城跡・山元遺跡を保存するために、各種計画に沿った管理と修理に努めます。 ②史跡を適切に公開し、市民を含めた来訪者の理解を促すために、保存活用計画にのっとった活用を図ります。 ③史跡ごとに整備基本計画を策定・改定し、計画にのっとった整備を行うことにより、保存と活用を推進します。
------	--

政策 4-4 スポーツ

<政策の方針>

誰もが気軽にスポーツを楽しめ、アスリートが育つまちづくり

- ①誰もがスポーツ活動に親しめる場・機会の充実を図りながら、スポーツ人口の増加と実施率向上に努めます。
- ②競技スポーツを推進するため、専門指導者の確保・育成や各種大会の誘致等に努めます。
- ③多様なニーズに対応できるよう、施設の整備や地域資源の有効活用を図ると同時に、スポーツ団体との連携による推進体制の整備を図ります。

<現状>

- ①健康志向の高まりや心の豊かさ、充実感、生きがいをもたらしてくれるものとして、スポーツへの関心が高まっています。一方で、社会環境やライフスタイル等の変化により、積極的にスポーツをする人とそうでない人の二極化が見られます。
- ②総合型地域スポーツクラブは、各地区の体育施設の指定管理者として、施設の維持管理やスポーツ教室等を企画し実施しています。
- ③体育協会やスポーツ少年団、スポーツ推進委員は市民の健康増進、競技力の向上、普及啓発などスポーツ振興のための事業を実施しています。
- ④村上市スケートパークでは、ジュニア選手の育成・強化をはじめ、スケートボードの愛好者が集う「スケートボードの聖地」を目指す取り組みを行っています。
- ⑤社会体育施設の多くが建築後 30 年以上を経過し老朽化が進んでいます。

<課題>

- ①スポーツの価値に対する市民の理解を深め、スポーツを気軽に継続的に参加できる環境づくりが必要です。
- ②地域型スポーツクラブのほか、体育協会やスポーツ少年団、スポーツ推進委員などのネットワークづくりを進め、地域にある各スポーツ団体が持つ機能や長所を生かし、支援体制の強化を図る必要があります。
- ③競技スポーツを支えるスポーツ指導者の確保と指導技術の向上が求められています。
- ④障がいのある人が気軽にスポーツに取り組める環境づくり、障がい者スポーツの理解・普及促進が求められています。
- ⑤部活動改革を踏まえ、地域の各スポーツ団体と協働・融合した部活動の環境整備が求められています。
- ⑥村上市スケートパークの一層の PR と、アスリートの育成・支援が求められています。
- ⑦「スポーツ施設整備計画」に基づき、施設の最適配置や、施設の計画的な改修や修繕等を進めていく必要があります。

<主要施策>

1. 生涯スポーツの推進

主な取組	<ul style="list-style-type: none">①幼児期からのスポーツ導入環境を整え、子どもたちのスポーツ機会の充実に努めます。②休日の中学校部活動の段階的な地域移行について、関係機関と連携し、地域の支援体制の整備を進めます。③若年期から高齢期までライフステージに応じた教室の実施に取り組むほか、障がいのある人がスポーツに取り組める機会の提供や環境づくりを進めます。④スポーツ団体と異分野との連携による健康スポーツの普及、スポーツの価値向上に努めます。
------	---

2. 競技スポーツの推進

主な取組	<ul style="list-style-type: none">①指導者の養成と指導技術の向上のため、指導者養成事業に取り組むとともに指導者の活動環境の整備に努めます。②村上市スケートパークを活かして、大会や合宿を積極的に誘致し、観光との融合による地域活性化を図ります。③市民がより高度なスポーツに触れることのできる環境整備に努め、アスリートの育成・支援を行います。
------	---

3. スポーツ環境の整備・充実

主な取組	<ul style="list-style-type: none">①市民が安全で利用しやすいスポーツ施設の整備に努めます。②機能的かつ総合的なスポーツの推進が図られるよう、各スポーツ団体の連携と調整を図るとともに推進組織体制の整備に努めます。③自然環境や地域資源を活用するなど施設以外でもスポーツに親しむ場の創出に努めます。
------	---

政策5-1 共生社会

<政策の方針>

性別・国籍を超え誰もが自分らしく暮らせるまちづくり

- ①市民一人ひとりの人権や多様性を尊重する社会を構築するため、人権や多様性に関する教育や啓発活動などを進めます。
- ②男女が互いの人権を尊重し、社会の対等なパートナーとして様々な意思決定に参画できる仕組みづくりを進めます。
- ③グローバル化への対応を進め、異なる文化を持つ人々との相互理解を深め、多様な人材が生産活動や社会活動に関われる地域社会の形成を進めます。

<現状>

- ①人権の課題は多様化・複雑化が進んでおり、より迅速できめ細やかに対応するため、「人権教育・啓発推進計画」に基づき、人権教育・啓発活動に取り組んでいます。
- ②令和2年の意識調査では、前回（平成25年）と比較して人権に対する関心はやや高まったものの、人権侵害を受けたと思った人もやや増加しており、人権尊重の意識はまだ十分とは言えません。
- ③意識調査における男女の平等感では、男女の役割を固定的に捉える意識が男性側に依然として残っていることが伺われます。
- ④「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消法」が平成28年に施行、法整備は進みましたが、認知度はまだ低い状況です。
- ⑤外国人が増えつつある状況にあり、多様な人が関われる地域社会の形成が求められています。

<課題>

- ①人権課題に対応するため、人権について考え、学ぶ多様な機会を提供していく必要があります。
- ②インターネットの普及やSNSの広がりにより、他人の名誉の侵害や差別を助長する表現など悪質な人権侵害が増加しています。
- ③市民への啓発事業（講演会等）は、参加者アンケートでは効果があることが認められますが、まだ参加していない人も多く、参加者を広げる取組が必要です。
- ④コロナウイルス感染症拡大による感染者等への差別や中傷などが起きています。社会情勢の中で新たに生じる人権課題に対しても、教育や啓発を考えていかなければなりません。
- ⑤国籍や文化の違う人々への相互理解を深め、国際感覚を持った人材育成を進めていく必要があります。

<主要施策>

1. 人権尊重の推進

主な取組	<ul style="list-style-type: none">①講演会・研修会・映画上映会などを通じて、人権を身近に感じられ、かつ参加しやすい工夫を実施し、参加者増を図ります。②イベントでのパネル展や啓発リーフレット配布など、あらゆる機会を利用して、人権啓発を進めます。③県などが主催する研修会への参加を推進します。④教職員を対象にした研修会を実施、人権教育充実を図ります。
------	---

2. 男女平等の推進

主な取組	<ul style="list-style-type: none">①男女共同参画計画に基づき、総合的かつ効果的な施策を進めます。②各種委員会への女性の登用を推進します。③女性が働きやすい環境づくりを推進します。
------	--

3. 多文化共生の推進

主な取組	<ul style="list-style-type: none">①多様な人が地域の活動に参加し、共につくり上げる地域社会の形成に努めます。②国際感覚と世界に向けた広い視野を持つ人材育成を推進します。③外国人に対する情報提供に配慮し、利用状況に応じ案内板や発行物など多言語による表示に努めます。
------	--

政策5-2 地域づくり

<政策の方針>

市民が主役となり自ら活動するまちづくり

- ①市民による助け合いや支え合いを促進するため、意識啓発や情報提供、人材育成を推進・支援します。
- ②地域活性化や地域課題の解決を促進するため、地域おこし協力隊や集落支援員を配置します。
- ③起業・創業や結婚による新生活への支援等により、移住・定住を促進します。

<現状>

- ①魅力ある地域、活力ある地域づくりに向け、各協議会で取組を推進しています。
- ②これまで地域コミュニティの維持、融和の推進を図ってきました。
- ③まち協をはじめ、地域の各団体間の連携が図られてきています。
- ④地域おこし協力隊の隊員数が増加し、地域活性化に貢献しています。
- ⑤結婚による新生活支援を行っています。

<課題>

- ①協議会等自らが地域課題への解決等に取り組む意識の醸成を図っていく必要があります。
- ②市民のまちづくりへの参画意識の向上が必要です。
- ③地域おこし協力隊と受入地域とのマッチングを進める必要があります。
- ④移住・定住支援の強化が必要です。

<主要施策>

1. 市民協働のまちづくりの推進

主な取組	①協働意識醸成のための研修会等の実施や情報の交換・共有を図り、担い手となる人材の育成を推進します。 ②まちづくり協議会や各種団体間による地域課題の解決に向けた取組みや新たな魅力を創造する事業を推進します。 ③まちづくり交付金の見直しを進めます。
------	--

2. 地域活性化の推進

主な取組	①地域おこし協力隊の配置を推進するため、受入地域の発掘を行い、マッチングの強化を図ります。 ②活動拠点の確保を促進します。 ③地域課題への意識共有と解決を図るため、集落支援員の配置を進めます。
------	--

3. 移住・定住の推進

主な取組	①移住・定住に向けた支援を推進します。 ②起業・創業への支援を推進します。 ③結婚による新生活への支援を推進します。
------	--

政策 5-3 広報広聴

<政策の方針>

市の情報が広く伝えられ、市民の声が市政に届くまちづくり

- ①市民が必要としている情報を多様な広報ツールで、わかりやすく親しみやすく発信します。
- ②市民と行政が市政情報を共有し、市民の市政への関心を高めるとともに、多様な意見・提案を得る機会を創出します。

<現状>

- ①市報むらかみを毎月2回発行（1回につき24,100部発行）し、全世帯に配布しているほか、公共施設などに設置しています。
- ②令和2年に市ホームページを全面リニューアルし、トップ画面の一新と既存情報の整理を行い、利用者の利便性の向上を図っています。また、スマートフォン用のデザインも一新し、時代に即した広報に取り組んでいます。
- ③アプリやSNS等の様々なデジタルツールを活用し、行政情報を初め、地域の話題や旬の情報を配信しています。
- ④市内在学の学生を対象にした市長とのふれあいトークを開催し、自分たちが暮らす地域の課題やまちづくりなどに関心をもってもらうとともに、学生の発想や意見を伺い、市政運営に生かす機会を設けています。
- ⑤市民が市政に参画する機会とより開かれた透明性の高い行政を目指すために、計画や条例制定などをする際はパブリックコメントを実施しています。

<課題>

- ①全国の自治体の約8割が月1回の発行です。印刷コストも向上しており、本格化する行政のデジタル化を見据え、紙による広報の依存度を下げ、月1回発行への集約を図る必要があります。
- ②市ホームページの充実と、活用を促す取り組み、利便性の向上を図る必要があります。
- ③時代に即した新たな情報発信の在り方や運用方法の研究し、市の情報・市民の声が双方向に届く制度づくりに努めていく必要があります。
- ④ふれあいトークでは、学生からの提案や意見集約が進んだことから、対象者の変更を検討する必要があります。
- ⑤パブリックコメントについては、より意見が出やすい環境整備を今後も図っていく必要があります。

<主要施策>

1. 広報活動の充実

主な 取組	①市報むらかみ 15 日号のお知らせ版を縮小し、1 日号への集約とデジタル媒体への移行を図るほか、施策や情報などを分かりやすく発信するためにカラーページを多用するなど、工夫した紙面づくりに取り組んでいきます。 ②リニューアルしたホームページを積極的に活用し、更なる利用者の利便性向上を図ります。 ③災害時などを見据えた様々な SNS ツールを開設し、複数の情報伝達手段を確保します。
----------	---

2. 広聴活動の充実

主な 取組	①市長とのふれあいトークは、地域の活力を失いかねない人口減少問題に照準を合わせ、市に移住した若者や、市内で活躍する女性などを対象に意見や提案を伺う機会としての開催を検討します。 ②計画の実効性を高めるうえで、市民から多様な意見を得ることが重要です。可能な限り幅広いパブリックコメントを行い、意見が出やすい環境整備を図ります。
----------	---

政策5-4 デジタル

<政策の方針>

デジタル技術を活用した利便性の高いまちづくり

- ①ICT 等の新技術やデータを活用し、十分なセキュリティに配慮したうえで、市民の利便性向上や行政事務の効率化を図ります。
- ②情報通信施設による放送系、通信系の安定したサービス提供のために、適切な更新事業及び維持管理を行います。

<現状>

- ①庁内情報システムの安定した運用管理、セキュリティの向上を図るため、クラウド化を進めてきました。
- ②各種行政手続きのオンライン化を進め、とマイナンバーカードの普及活動を行っています。
- ③告知システムの更新を行い、サービスの安定化、防災行政無線との連携を行っています。
- ④放送系設備は近年、機器類に故障が生じてきており、部分的に更新を行っています。

<課題>

- ①社会全体のデジタル化を進めるため、行政サービスにおける ICT やデータ活用による、利用者目線に立った新たな価値を創出することが求められています。
- ②今後、ICT 等の新技術を利用した地域課題の解決による、持続可能な地域づくりが必要です。
- ③現行の告知システムの老朽化が進んでおり、次期告知サービスの検討・構築が必要です。
- ④放送機器について、軒並み 10 以上経過している状況です。このことから計画的な機器の更改が必要です。

<主要施策>

1. 自治体 DX の推進

主な取組	①限られた職員数の中においても、職員でなければできない業務に注力することで、市民の健康で文化的な生活と地域経済を守るよう情報システムの標準化・共通化を行うとともに、AI・RPAの利用促進を図ります ②市民の利便性向上や新たな生活様式の確立のため、各種行政手続きのオンライン化とマイナンバーカードの普及促進に取り組めます。 ③不測の事態に伴う業務継続の観点から、十分なセキュリティに基づくテレワーク体制の構築を図ります。
------	---

2. 地域で抱える課題解決のための ICT・データの活用

主な取組	①地域で抱える課題解決のために ICT 等の新技術やデータの活用を推進します。 ②市民の ICT やデータ活用に係るサポートや教育環境づくりを推進します。 ③市内の公共 Wi-Fi 整備を推進します。
------	--

3. 次期告知サービスへのスムーズな移行

主な取組	①防災機能に重点を置いた次期告知サービスの構築に向けた取組を推進します。
------	--------------------------------------

4. 放送設備の計画的な更新

主な取組	①経年に伴う故障等による放送事故防止のため、必要な調査を実施のうえ、緊急性の高い設備から計画的に更新することで安定したサービスの提供を図ります。
------	--

政策 5-5 行政運営

<政策の方針>

未来に向かって持続可能なまちづくり

- ①健全で安定した財政運営に向け、自主財源の確保や財政基盤の強化に努めるとともに、財政状況等を公表します。
- ②公共施設等公有財産の適正な管理・運営に努めます。
- ③効率的で魅力的なサービスの提供に努めるとともに、より透明性の高い健全事業の実施を図ります。

<現状>

- ①適正かつ公正な賦課徴収を行っています。
- ②遊休施設の老朽化が進み、危険性のある物件も多くなっています。
- ③市民ニーズが多様化、高度化する中で、業務量の増加や高度な専門性などが求められています。
- ④近隣市町村と共通する課題について、連携して解決に取り組む広域行政の推進が求められています。
- ⑤平成 27 年に村上岩船定住自立圏共生ビジョンを策定しており、これに基づき、圏域の課題の解決に向けた広域行政を進めています。

<課題>

- ①歳入の安定化を図るため、適正かつ公正な賦課徴収、より納税しやすい体制づくりが必要です。
- ②財政状況の透明性を高めるため、財政収支見通しにより本市の財政運営上の課題を明らかにする必要があります。
- ③単式簿記による現金主義会計では把握できない情報（ストック情報やコスト情報）を市民に説明する必要性が高まっています。
- ④未利用財産の売却や有効活用を積極的に推進し、歳入の増加や維持管理費の削減を図る必要があります。
- ⑤限られた市職員の中で、求められるニーズへの確に対応し、健全な行政運営を将来にわたり維持していくためには、職員一人ひとりが意識改革と能力向上を図り、事務事業の見直しや組織改編による業務の効率化を進める必要があります。
- ⑥市の自主性・自立性を尊重しながら、効率的で魅力的なサービスの提供に努め、近隣市町村や民間との連携を図って必要があります。

<主要施策>

1. 歳入の安定化

主な取組	①市税の適正かつ公正な賦課徴収を行うことなどにより、自主財源の確保に努めます。 ②市税の納税環境の充実や口座振替の推進等により、収納率の維持向上を図ります。
------	---

2. 財政状況等の公表

主な取組	①持続可能な財政運営を行うため、中期的な財政収支見通しを作成し、市報やホームページによる公表を行います。 ②統一的な基準による財務書類を作成し公表するとともに、事業別・施設別のセグメント分析が可能となるよう調査研究を行います。
------	--

3. 公有財産・公共施設の適正管理

主な取組	①計画的な施設の解体処理や遊休・未利用財産の売却を進め、公有財産の適正管理に努めます。 ②「公共施設等総合管理計画」及び「公共施設マネジメントプログラム」により、効果的かつ効率的な公共施設運営を図ります。
------	---

4. 効率的な事務事業の推進

主な取組	①事務事業評価の実施により、より効果の高い事業実施や事務改善に努め、より透明性の高い事業実施を図ります。
------	--

5. 組織・職員改革

主な取組	①多方面の研修実施により、市民ニーズに対応できる職員の育成や組織の充実を図ります。 ②人事評価の実施により、職員の意識改革を促し、能力開発と人材育成を推進します。 ③職員定員適正化計画により、計画的な職員の適正配置と効率的な行政運営を行います。
------	--

6. 広域行政・官民連携の推進

主な取組	①地域医療体制の充実や地域防災力の向上など、近隣市町村との連携を図ります。 ②村上岩船定住自立圏（村上市、関川村、粟島浦村）において、協力関係を尊重しつつ、魅力ある地域づくりと社会基盤の強化を推進します。 ③市と民間企業等が連携することにより、市民にとってより良い公共サービスの提供を図ります。
------	---